

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針

令和4（2022）年6月

伊丹市

目 次

第 1 部 基本方針の見直しの経緯と背景

1	基本方針見直しに当たって	1
	基本方針見直しの趣旨	1
	基本方針の見直し方法	2
	基本方針の位置づけ	2
2	現状と課題	3

第 2 部 基本的な考え方

1	定義	5
	人権とは	5
	人権の尊重とは	6
	人権教育・啓発の定義	6
2	基本理念	7
3	人権教育・啓発の基本的視点	8
4	人権教育・啓発の基本的な方策	11
5	人権擁護に関する基本的な方策	14
6	推進体制	16
	本方針の進捗管理	16
	全庁的な推進体制	16
	関係機関、市民等との連携、協働	16
7	伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系	17

第 3 部 身近な人権問題の現状と課題

1	女性の人権	18
2	子どもの人権	19
3	高齢者の人権	20
4	障がいのある人の人権	21
5	同和問題	22
6	外国人の人権	22
7	インターネットによる人権侵害	23
8	性的指向・性自認に関する人権侵害	24
9	感染症に関する人権侵害	25
10	その他様々な人権	25

用語解説	26
------	----

資料編

1 主要な人権課題のこれまでの取組	31
2 市民意識の現状（令和2（2020）年度伊丹市人権・男女共同参画に関する 市民意識調査結果から）	48
3 世界人権宣言	63
4 日本国憲法（抜粋）	67
5 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	68

◎ 用語について

本方針中、言葉の右上に＊を付している用語は、26ページからの「用語解説」で意味を説明しています。

● 「障害」の「害」のひらがな表記について

「障害」という表現について、障がいのある人の思いを大切にすることとあわせ、市民の理解を深めるために読み手が受け入れやすい表現であることが大切と考え、この「基本方針」においては、人や人の状態を表す場合などに「障がい」と表記しています。

ただし、法令や条例などに基づく制度や事業などの名称については、「障害」及び「障害者」という表記をしています。

第 1 部 基本方針の見直しの経緯と背景

1 基本方針見直しに当たって

【基本方針見直しの趣旨】

本市では、平成13（2001）年から平成22（2010）年までの「人権教育のための国連10年伊丹市行動計画」の成果や課題、平成14（2002）年に国において策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえ、本市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進するために、平成22（2010）年10月に「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」を策定しました。以来、本市では、同基本方針に基づき、人権啓発センターを中心とし、様々な人権教育・啓発に取り組んできました。教育・啓発のみでなく相談などの人権擁護も含めた諸施策を、市全体で推進し、その取組結果を、毎年度、「人権教育・啓発白書」として取りまとめてきました。白書はHP等で公表し、市の各部局や市民で共有するとともに、伊丹市人権教育・啓発推進会議に報告し、意見を聴くなどして、取組を推進してきました。

また、施策の推進に当たっては、行政だけでなく、人権擁護委員*、人権教育指導員、人権啓発推進委員のほか、多くの市民、市民団体、事業者等との協働を図ってきました。「人権フェスティバル」や「差別を許さない都市宣言制定記念市民集会」の実施、人権啓発標語・作文・ポスターの募集、地域での市民による研修会の開催支援、街頭啓発活動の実施など、市民とともに人権啓発・教育活動を着実に進めてきました。

一方、この10年ほどの間の社会状況の変化は著しく、少子高齢化、グローバル化、情報化の加速、個人の価値観や人とのつながり、コミュニケーションのあり方なども大きく変化しています。

これら人権を取り巻く状況の複雑化・多様化の下、インターネット上の人権侵害や、性の多様性に関する問題、さらには、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により浮き彫りになった様々な偏見・差別やジェンダー*不平等、子どもの貧困や教育の問題などが顕在化し、人権課題もより一層、複雑多様なものとなっています。

これらの状況変化と市民意識の変化を踏まえ、本市の人権尊重のまちづくりをより一層進めるため、従来の人権教育・啓発施策の方策を、これからの時代の変化も見据え、効果的で効率的で持続可能なものとするよう、基本方針を見直すこととしたものです。

「一人ひとりが尊重され、多様な市民が、地域社会の中で、生き生きと暮らせるまち」を、市民と共に実現し、次世代に引き継いでいくために、基本方針に基づき、人権教育・啓発を推進していきます。

【基本方針の見直し方法】

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び県の「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を勘案し、これまでの取組の成果と課題、令和2（2020）年度に実施した「伊丹市人権・男女共同参画*に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、策定しました。

内容については、伊丹市人権教育・啓発推進会議の意見及び伊丹市人権教育・啓発施策審議会の答申並びに伊丹市都市企業常任委員協議会並びにパブリックコメントでの意見を受け、庁内横断組織である伊丹市人権教育・啓発推進本部において検討し策定しました。

【基本方針の位置づけ】

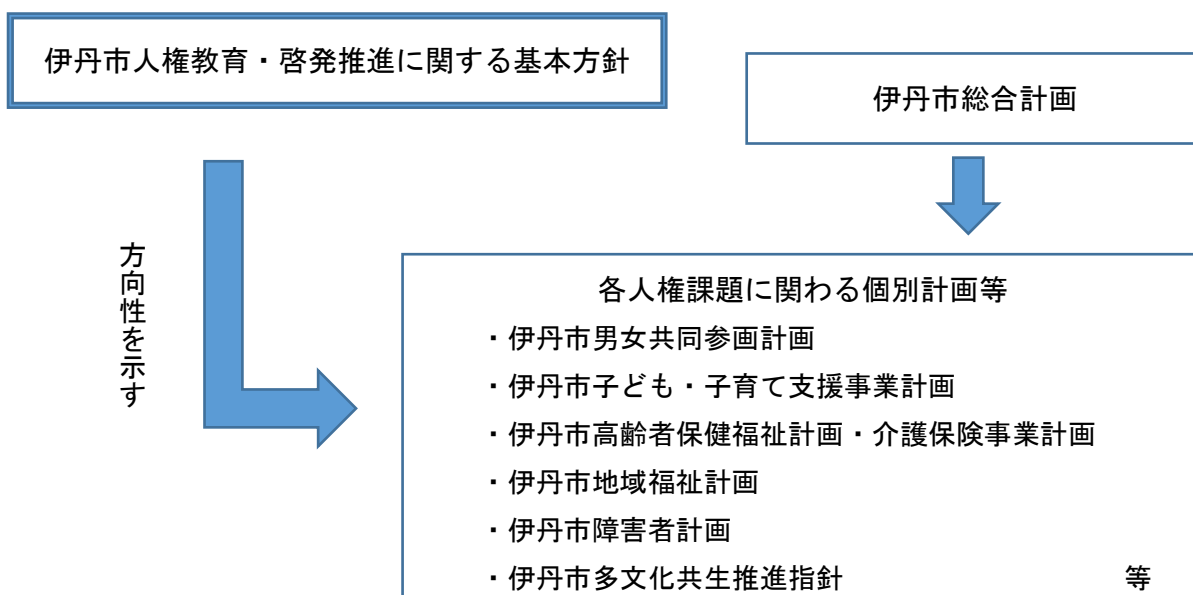
この基本方針は、市の人権教育・啓発施策の基本的な考え方を示し、その効果的かつ効率的な推進を図るとともに、市民をはじめ、国・県、関係機関、事業者等に対して、本市の人権教育・啓発推進の基本的な方針を示し、様々な主体の参画と協働の下に、施策の推進を図るためのものです。

また、この基本方針の策定と推進は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条の規定に対応するものであり、SDGs*の趣旨に対応するものです。

この基本方針は、新たに基本理念を掲げ、人権教育・啓発の基本的視点、人権教育・啓発の基本的な方策に加え、新たに人権擁護に関する基本的な方策を明示しました。

これらは、「第2部 基本的な考え方」として、全ての職員が、人権に関する基本的な考え方を理解するための基本的な指針となります。また、第3部に、身近な人権問題を、現状と課題を含め一覽的に示し、職員、市民等が身近な人権問題の基本的事項について知ることができるようにしています。

全ての施策は、この基本方針の定める人権教育・啓発の基本的な視点を持って、人権教育・啓発及び人権擁護の基本的な方策に基づき、推進していきます。



2 現状と課題

昭和23（1948）年、国際連合（以下「国連」という。）は、人類に多大な被害と影響を与えた二度にわたる世界大戦の反省から、「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」との基本原則を示し、今日における人権尊重の理念の基礎となっています。

近年の動きとしては、平成23（2011）年に、世界中の全ての人々が人権教育・人権研修を享受する権利をもつこと、国や公共団体等はそれのための諸条件を整備する義務を負うべきことなどを宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

平成27（2015）年には、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択し、各国において具体的な取組を進めています。大きな目標には、「ジェンダー平等*を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」といった、人権に関わる目標も設定されています。

国においては、平成28（2016）年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）*」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の促進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）*」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）*」、いわゆる人権三法を施行しました。

本市では、「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画の終了に伴い、その成果と課題などを踏まえ、平成22（2010）年10月に「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」を策定し、人権教育・啓発を推進してきました。

平成23（2011）年度には、インターネット上の人権侵害の早期発見・拡散防止のための「インターネットモニタリング*事業」の開始、平成27（2015）年度には、身元調査に繋がる住民票等の不正取得の防止のための「本人通知制度*」の導入、平成28（2016）年度には、人権三法に関する講演会等による周知啓発の実施、平成29（2017）年度には、性的マイノリティ*のための相談窓口の開設と、それに伴う性の多様性に関する研修会等の実施、令和2（2020）年度には、「同性パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

このように、この10年ほどの間の人権を取り巻く状況は、社会状況の変化とともに大きく変化し、今後も、人権課題は一層複雑化し、多様化するものと思われます。そのため、新たに生じる人権課題を含め、行政の基本的な役割を踏まえ、適切に対応していく必要があります。

また、令和2（2020）年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査の結果からも、人権をどのくらい身近な問題として感じているかについて、「非常に身近に感じる」と「かなり身近に感じる」を合わせた“身近に感じる”の割合が33.8%である一方、「あまり身近に感じない」と「まったく身近に感じない」を合わせた“身近に感じない”の割合は34.0%を占めており、平成21（2009）年度と同様、人権に対する意識の二極化が見受けられます。そのために、人権に関心のない人が、人権を身近に感じるできるよう、更なる人権教育・啓発を推進していく必要があります。

人権教育・啓発については、社会状況、市民意識の変化等を踏まえ、効果的で持続的な教育・啓発のあり方や、次世代を担う市民を始め、広く市民の関心・参加を得られる人権啓発・

学習機会の提供のあり方、発達段階や学校の実情に応じ、あらゆる教育活動を通して行われる人権教育のあり方自体について、更に検討していくことが必要です。また、市民の主体的な学習活動の推進については、若年世代、子育て世代を巻き込んだ、幅広い市民の、主体的な学習活動の促進の方策の検討が必要です。さらには、職員の人権に関する意識・知識の向上については、効果的な研修のあり方の検討が必要です。

さらに、人権擁護では、人権相談や関係相談窓口を通して、市民が抱える人権課題などを解消し、様々な情報を提供するなど支援することが大事です。そのためには、人権擁護につながる人権教育・啓発を推進していく必要があります。

第2部 基本的な考え方

1 定義

【人権とは】

人権とは、人間の尊厳に基づき、世界中の全ての人が生まれながらに持っている、「人間が人間らしく生きる権利」であり、「生命と自由を確保し、幸せに生きるために欠くことのできない権利」です。

何らの義務履行を前提とすることなく、全ての人に、始めから内在するものであり、一人ひとりが、ありのままに個人として尊重され、差別されることなく、安心して、自由に生きることができる権利です。

人権は、多くの人々の努力により獲得されてきたものであり、公権力によっても、市民相互によっても、決して侵されてはならないものです。

また、人権の概念は、人権獲得への不断の努力により、広がり、深化し得るものでもあります。

《参考》

日本国憲法は、公権力が人権を侵してはならないこと、個人の尊重の原理及び人権の本質を次のように定めています。

○「人権の不可侵」

⇒ 日本国憲法第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

○「個人の尊重」

⇒ 日本国憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

○「基本的人権の本質」

⇒ 日本国憲法第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

【人権の尊重とは】

人権の尊重とは、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方や考え方の違いを認め、相互に助け支え合い、互いに尊重し合うことです。そして、人権が尊重された社会とは、この人権尊重の理念が、広く社会に定着し、人々の日常生活の中で、自然に態度や行動に表れる社会です。

一人ひとりが、自己の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、自己の権利の行使に伴う責任を自覚して、他者の人権を侵すことなく人権を行使すること、すなわち「人権の共存」の実現が、人権尊重の実現となります。

【人権教育・啓発の定義】

人権は、日本国憲法において、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」として、「国民の不斷の努力」によって初めて保持されるものとされています。

そのため、人権共存の考え方への市民の理解を深めながら、市民と行政が一体となって、人権が尊重されるまちを実現するためには、人権教育・啓発の果たす役割が極めて重要となります。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とされています（第2条）。人権教育とは、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育、社会教育及び家庭教育を通じて推進される教育活動です。

また、人権啓発は、「人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」とされています（第2条）。人権啓発とは、人権教育以外の活動で、広く市民に、人権尊重の理念の普及、人権意識の向上を目的として行われる研修、情報提供、広報活動をはじめとする幅広い啓発活動です。

人権教育・啓発は、いずれも、子どもから大人まで、その発達段階に応じ、全ての人が、人権に関し、第一に、知識の習得、第二に、意識・態度の向上、第三に、意識・態度を実際の行為に結びつける、実践力・行動力が培われることを目指すものです。

人権教育・啓発は、様々な機会を通して、地域に密着した、きめ細かい多様な方法で行う活動です。

《参考》

日本国憲法では、人権の保持について、次のように定めています。

○「自由・権利の保持責任と濫用の禁止」

⇒ 日本国憲法12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

2 基本理念

- 人権は一人ひとりが等しく持つものであり、自分に関わる大切なものであることを、市民の誰もが理解し、自己と他者の人権を、共に大切にできる、人権尊重のまちづくりを目指します。
- 性別、年齢、国籍、障がいの有無、性自認・性的指向等の違いを認め合い、包み込む、多様性豊かな地域社会の中で、全ての人の人権が等しく守られ、市民がつながり支え合い、誰も取り残さず、共に生きる、共生のまちづくりを目指します。
- 人権問題は侵害された人、侵害した人だけの問題でなく、それを引き起こす社会環境を作っている全ての構成員の問題です。そのことを、市民一人ひとりが認識し、今を生きる世代の責任において、将来にわたり、心豊かで誰もが生きやすいまちを、全ての市民で次の世代に引き継いでいくことを目指します。
- 人権教育・啓発は、市民と共に推進します。
- 全ての施策の立案・実施において、人権尊重の理念を反映させます。

3 人権教育・啓発の基本的視点

(1) 偏見や差別に気付き、態度や言動に表せるための学びの促進

人権を学ぶことの意義は、何が偏見であり、何が人権侵害であるのかを理解し、それを見抜く力を身に付けて、偏見に出会ったときや自らの人権が侵害されたとき、他者の人権が侵害されていると思ったときなどに、誰もが当たり前に、おかしいと言えるようになることです。

自分の心の中や社会に生じた偏見や差別の小さな芽にいち早く気づき、それを自然に態度や言動に表すことができることは、自己や他者の人権を守るため、重要なことです。

あらゆる年代の幅広い市民が、人権に関する気づきを行動につなげることができるよう、対象者に応じた教育・啓発を推進します。

(2) 当事者意識の醸成と、身近な人権問題の共有の促進

人権は、自分を含め全ての人に関わるものであり、人権問題は、ごく身近に様々な形で存在し、意識せず自分も関わっているものです。しかし、多くの人は、自分が差別をしておらず、されてもないという認識から、人権問題は、自分の問題であると気付かないでいます。

市民が、人権や人権問題を、自分のことであると実感をもって理解でき、人権問題を自分が関わっている問題であると認識できることにより、地域社会において、市民同士が気づき合い、支え助け合うことができます。人権の普遍的な理念や身近な人権問題について、広く市民に様々な方法でわかりやすく伝える教育・啓発を、市民と共に推進します。

(3) 複合的人権課題への認識

人権課題が複雑・多様化する中で、例えば、障がいのある女性や、性的マイノリティの外国人などで、人権課題を複合的に抱える人がいるということと、その困難を、市民や職員が認識することは、重要です。また、その解決については、複合的な視点を要します。

個別の人権課題の共有に加え、複合的な人権課題の存在、問題の内容を、適切な対象と機会を捉えて、市民に伝えるとともに、職員が十分に認識して施策を行えるよう、教育・啓発を推進します。

(4) 家庭教育の重要性の認識と、発達段階、ライフステージ等を踏まえた効果的な教育・啓発の推進

家庭は、「全ての教育の出発点」と言われ、特に、親やその他の家族の人権意識のありようは、子どもの人権意識の形成に大きな影響を与えます。家庭教育の重要性の認識を広く市民に浸透させるとともに、家庭教育の主体となる親等の保護者に対し、人権に関する様々な気づきや、正しい人権意識・態度が具わるよう、啓発や学びの機会の提供等により、家庭における人権教育を支援します。

また、人権教育・啓発は、子どもから高齢者に至る幅広い層を対象とすることから、対象者の発達段階やライフステージなどを踏まえ、家庭、学校、地域、職場など、あらゆる場所と機会を通じて推進する必要があります。

その際には、「命の大切さ」、「個人の尊重」などの人権の普遍的な視点と、女性、子どもなどの具体的な人権課題に即した個別的な視点の、二つの視点が相まって、人権尊重への理解に効果をもたらすよう配慮します。

(5) 命の大切さの実感と自尊感情の育成

命を大切にすることは、命のかけがえの無さに気づき、命のあるものを尊ぶことであり、人権尊重の基本です。

一方、いじめや虐待など命をも脅かす人権侵害や、大人から子どもに至るまで、人間関係等を苦にした自殺が全国で後を絶ちません。命の尊厳を人権教育・啓発推進の基盤に据え、命の大切さを実感できる教育・啓発が必要です。

特に、現代の子どもたちは、生活体験の中で生と死の意味や命のかけがえの無さを実感することが少ないと言えます。友だちとの関わりや動植物、自然とのふれあいなどの教育活動全体の中で様々な体験を通して命の大切さを実感し、自他の命を共に尊重できる心を育みます。また、大人に対しても、命の大切さについて考える機会となる啓発を行うよう努めます。

また、人は生まれながらにして無二の個性や能力を持っています。そのありのままの自分を肯定的に受け入れ、自分自身をかけがえの無い存在であると思える気持ちが自尊感情です。自尊感情は、生きていく上で重要な感情の一つであり、自他の人権を尊重する意識の基本でもあります。

自尊感情は、子どもの頃から育てることが大切です。発達段階を踏まえた体験活動や家庭での様々な体験を通して、最後までやり遂げたという達成感や、自分もやればできるという自己肯定感を味わえるよう、自尊感情を育みます。また、大人も、その人らしく生きるため、生涯にわたって自己肯定感を持つことが大切であること、それが他者の個性や人権を大切にすることにつながることを啓発します。

(6) 当事者のニーズと主体性の尊重

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権課題を抱える当事者のニーズや意見を十分にくみ上げ、教育・啓発が人権課題の解決に効果的につながるよう努めます。

そのために、多様な人権課題の当事者が、人権教育・啓発推進の主体として、施策や事業の様々な場面に参画や参加ができる態勢を整えるよう努めます。

(7) 市民の自主性の尊重と行政の中立性の確保

人権は、「思いやり」や「優しさ」などの心のあり方の問題ではありませんが、人権教育・啓発は、市民一人ひとりの心に問いかけるものであるため、考え方を押し付けず、市民が自ら考え、気づくことができる機会となるよう、十分留意する必要があります。

人権問題や人権教育・啓発のあり方については多様な意見や考え方があることを踏まえ、自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容や実施方法等において、市民から幅広く理解と共感を得られるようにすることが重要です。

さらに、市民が人権について理解を深めるには、多様な意見や考え方を知ることが必要です。行政としての中立性の確保に十分留意しながら、市民が多様な意見や考え方を知ることができる、多様性のある柔軟な教育・啓発に努めます。

4 人権教育・啓発の基本的な方策

(1) 多様な市民に届く教育・啓発の推進

人権尊重のまちの実現には、市民一人ひとりが、人権に関する知識を身に付け、意識を高め、他者の人権への配慮が、日常の態度や行動に現れるようになることが大切です。

一方、市民の立場や状況、人権に関する意識や知識は、様々です。人権に関心がある人や人権活動に関わる人もいれば、人権に関心のない人、自分の周りの人権問題に気付いていない人もいます。市民の中には、人権問題を抱えながら、それが人権の問題だと気付くことができないでいる人や、気付いていても自分の権利を主張することを抑制してしまう人がいます。また、地域、職場等で発信力や影響力を持つ、経営者や管理職、議員、地域団体の代表など、人権推進のキーパーソンとなる人もいます。人権問題が多様化・複雑化する中では、人権意識が高いと思われるような人であっても、新しい知識を取り入れなければ、知らずと人権侵害をしてしまうこともあります。

そのため人権に関する教育・啓発は、市民の立場や状況、人権に関する意識が多様であることを念頭に置き、対象に応じ、届きやすくわかりやすい内容や手法等を勘案して、あらゆる場と機会を通じて行うよう努める必要があります。

例えば、人権問題を抱える人が、問題の所在に気付き、自己の人権を守るために声を上げ、行動できるような啓発を行ったり、人権のキーパーソンとなる人に、人権問題の現状や新たな課題など、その立場に応じ有用な情報の提供を行うことは効果的であると言えます。

また、人権は、難しいもの、重いもの、深刻なものなど、市民がしばしば抱きがちなイメージを払拭する必要があります。人権は、誰にとっても身近なもの、互いに気軽に話してよいものという意識に変えていくことが重要です。日常生活の会話で人権に関する話題が出る機会が増えれば、ふとした会話の中で、自分の持つ偏見や誤解に気付くことになり、人権意識の向上に繋がります。

多様な市民が、人権への理解・関心の度合い等に応じ、必要な知識を習得し、行動につなげることができるよう、多様な内容・手法により、親しみやすい、わかりやすい啓発や、楽しみながら人権に触れる機会や興味と意欲を持って参加できる学習の機会の提供を行うよう工夫する必要があります。

(2) 子どもへの人権教育の推進

市民の人権意識を向上するには、これからの社会を担う子どもの人権意識をしっかりと形成することが大事です。

一人ひとりの発達段階に応じ、子どもが、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが学校や家庭等、様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊

重される社会づくりに向けた行動につながるように、子どもに対し、人権教育を行うことが大切です。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要な時期です。自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる乳幼児期の発達の特徴をふまえ、遊びを中心とした生活を通して人権尊重の精神の芽生えを育むよう教育や保育を実践することが重要となります。保育所（園）・幼稚園・こども園においては、まずは安全・安心な環境を確保し、家庭との連携を密にしながら、身近な自然や、友だち、地域の様々な人との触れ合いの中で、自尊感情を高め、命の大切さや、人と関わることの楽しさ、人の役に立つ喜びを味わうことができるような取組を推進します。そうした中で、他者の存在や気持ちに気づくとともに、人に対する信頼感や思いやりの気持ち、お互いを尊重し合える心を育成します。

学齢期の子どもにとっては、学校生活そのものが、人権を学び身に付けていく重要な場の一つです。学校での日々のあらゆる教育活動が人権に繋がります。学校では、「生きる力」として、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、他者と協働しながら、社会や人生をより良くしていくために必要な実践的な力を育んでいます。その中には、他者とのコミュニケーション力、具体的な問題に直面してそれを解決しようとする行動力など、人権教育において育んでいくべき力も含まれます。各教科、特別の教科である道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や、教科外活動等、日々の教育活動全体を通じて、子どもたちへの人権教育を推進します。

一方、子どもは、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会で過ごしています。たとえ学校で人権の重要性について学習しても、子どもたちが生活の基盤を置く家庭において、子どもの人権学習の成果を肯定的に受け止める環境が十分に整っていないければ、子どもの人権感覚の育成は困難です。そのため、家庭の基盤づくりとして、人権教育に対する保護者の理解を促進することが求められます。そこで、学校は保護者に対し、学校だより等の活用による身近な人権問題等についての情報提供をはじめ、人権学習に係る授業の公開、保護者向け講演会の開催等、様々な手法により保護者に対する啓発を行うよう努めます。

(3) 人権擁護につながる人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を行うときには、併せて人権擁護に関する知識を市民や職員が習得できるようにします。

人権に関する理念や、意識・精神の涵養のための啓発により、様々な人権課題について認識を深めたとしても、その知識だけでは、実際に人権侵害があったとき、問題を抱えた人に出会ったときに、どうすればいいかは、わかりません。侵害を受けた人やそれに気付いた人が声をあげるには、人権を侵害された場合に、どう対応すればいいのか、救済のための制度がどのようになっているのかなど、その対処に係る具体的な知識を知っていることが重要です。そこから、人権擁護・人権救済につながっていくことができます。

そのため、人権教育・啓発を行うときは、その内容と相まって、相談先や利用できるサ

ービスその他の対処法など、人権擁護・救済に関する具体的な知識を併せて提供するよう努める必要があります。

(4) 職員の人権意識・知識の更なる向上

市の職員は、公権力の行使をはじめ、市民と窓口や事業実施等の様々な場面で関わるため、とりわけ高い人権意識が必要です。また、その人権意識が生かされ問題意識が共有される、風通しのよい組織であるためには、管理職の人権意識の高さが求められます。

本市のあらゆる施策を人権尊重の理念を基礎として展開するとともに、市民対応における人権的配慮を向上させるため、職員の人権問題に対する正しい理解と認識を深める必要があります。また、当事者に寄り添い、そこから課題を見つけていく姿勢を養うことも必要です。全ての職員の人権研修を、役職、職務等に応じ、体系的かつ継続的に行い、職員の人権意識や知識の更なる向上を図ります。

(5) 人権教育・啓発の正しい知識の更新

人権の概念は、人権を取り巻く環境の変化や、人権獲得への不断の努力により、広がり深化し得るものです。したがって、現時点における正しい知識も、常に新たな見直しを必要としています。

そのため、社会における人権概念の広がりや深化の状況を踏まえるとともに、人権課題の当事者や関係機関、関係団体等との連携の推進により、新たな実状や課題の把握に努め、正しい知識の更新を続けていきます。また、その知識を職員や市民が共有できるよう教育・啓発を行います。

5 人権擁護に関する基本的な方策

(1) 市民に身近な人権相談へ

人権問題等で困った場合の公的な人権相談機関への相談の割合は、家族、友人等への相談の割合に比べ、全国的にも本市においても相当に低く、誰にも相談しなかったという人の割合が多い傾向にあります（本市について15ページの図を参照）。

相談助言や支援が必要でありながら、誰にも相談できないでいる人の受け皿として、人権に関する相談窓口を、もっと市民に身近で相談しやすいものとする必要があります。

市民が公的相談窓口を含めて、ニーズに応じて相談先を選び、気軽に相談できるよう、相談業務のNPO等への委託や民間の人権相談窓口も含めた周知など、相談体制や周知方法を工夫する必要があります。

また、市民が安心して相談できるよう、相談窓口の周知においては、窓口の所在等だけでなく、何が相談できるのか、そこに行けば、誰がどのように聴いてくれるのか、どのような支援をしてくれるのか、必要な場合どこまで他の支援につないでくれるのか、平素からわかるように周知を行う必要があります。

(2) 複合的な課題に対応する人権擁護の視点を全ての施策へ

施策分野ごと、人権課題ごとに、相談窓口は様々に用意されていますが、これらに跨る複合的な課題を持つ人がいます。その解決が、人権擁護の視点から、円滑かつ適切に行われるよう、各相談窓口や関連施策において人権擁護の視点を浸透させるとともに、関係相談窓口が、施策分野を横断し、複数の人権課題に対応した支援が行えるよう、必要な連携を推進します。

また、相談員や相談に関わる職員が、相談者の抱える複合的な課題に気づき、適切な支援につなげることができるよう、相談や窓口対応の技能の更なる向上を図ります。

(3) 居場所づくりと人権相談との連携の促進

公的機関への相談、特に人権相談は、多くの市民にとって非日常的です。

他方、少子高齢化、核家族化、未婚化などのほか、都市化の進展等を背景に、人と人とのつながりが希薄化する中、行政や民間団体等において、様々な形で、「居場所づくり」が行われています。人権問題を抱え相談に踏み出せないでいる人が、多様な市民が気軽に集える居場所を訪れ、気軽な交流の中で、信頼できる他者と出会い、悩みを話し、又は支援先を知ることができれば、日常生活の中で、人権問題への解決の糸口をつかむことができます。

人権問題を抱える人を、身近な立場で市民同士が人とのつながりの中で支え助け合い、

必要に応じ相談支援先へとつながれるよう、行政や民間団体等による居場所づくり、地域における支え合いの活動に、人権の視点が取り入れられるよう促進します。

(4) 相談員その他相談に関わる職員の更なる質の向上

公的機関への相談は、市民には勇気が必要なものであり、そのため、広く人権にも関わる分野の相談員や相談に関わる職員が、市民の相談への躊躇や、相談の背景にある不安を受け止め、支えて、市民が安心して相談に訪れることができるよう、相談に関わる職員の人権意識、対応技術の向上を図ります。

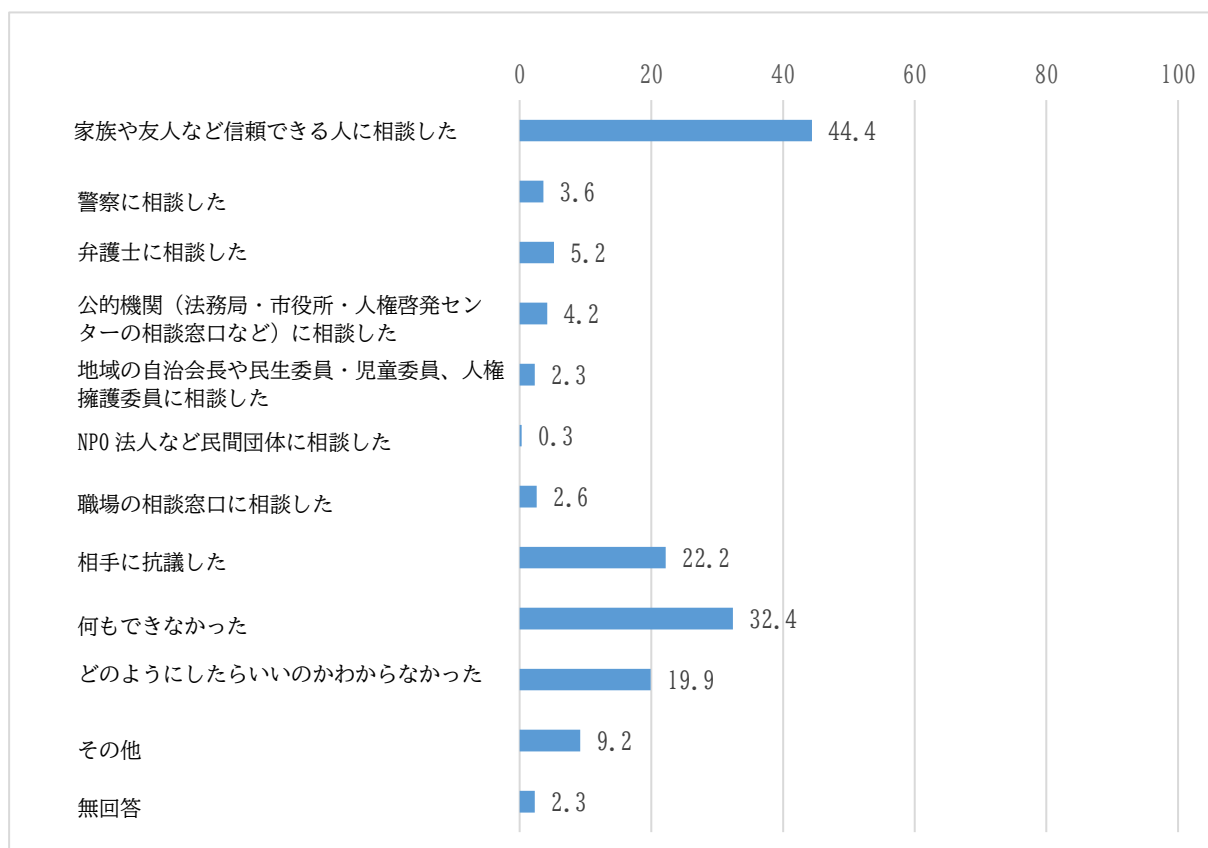
また、人権問題は、性の多様性、ジェンダー、外国人問題など、その対応、解決に専門性を要求されるものも多いことから、人権相談に係る相談員を始め、人権課題が内包され得る各種相談に係る相談員についても、人権意識の更なる向上を図ります。

【図 人権問題の相談先について】

(令和2(2020)年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書より)

〈質問〉

(人権侵害をされたと思ったことが「ある」と答えた人に対して)そのとき、あなたはどうしましたか。(複数回答)



6 推進体制

【本方針の進捗管理】

本方針に基づく施策の進捗管理については、本方針の「人権教育・啓発の基本的な方策」及び「人権擁護に関する基本的な方策」に照らし、各人権課題に関する教育・啓発及び擁護の進捗状況を毎年度取りまとめ、各人権課題に係る当事者・関係者からの意見を聴取する場の活用等により評価を行い、よりよい事業へとつなげます。

また、一定の期間ごとに、第三者的な見地からの評価を受けるため、審議会設置等の方法により評価を行うものとします。

本方針の見直しについては、社会情勢や本市の実情等の変化を踏まえ、必要に応じ検討するものとします。

【全庁的な推進体制】

本市における人権教育・啓発の着実な推進のために、伊丹市人権教育・啓発推進本部のもと、全庁的な体制で本方針の推進に取り組みます。

また、人権尊重の理念を市の実施する全ての施策・事業に共通する基本理念として取り入れていきます。

個別の人権課題や人権擁護については、関係課及び人権啓発の拠点である人権啓発センターを中心として事業の調整、情報の共有、課題の検討等を行う機会を設けるなど、連携を図ります。

【関係機関、市民等との連携、協働】

市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくには、国、県等の関係機関や近隣自治体との連携・協力、関係団体、市民、地域、事業者等との協働が欠かせません。

人権教育・啓発については、行政だけでなく、関係団体、市民や事業者など様々な主体が活動を行っています。人権課題が多様化・複雑化する中で、人権教育・啓発をより効果的に推進していくためには、それぞれの役割を踏まえ、相互に連携・協力することが重要です。

市は、関係機関等、関係団体等との連携により、啓発や研修、相談事業等の効果的な推進を図るとともに、人権教育・啓発に関する施策への市民の参画・協働の推進に努めます。また、社会を構成する一員として人権尊重のまちの実現に向け行われる、市民や事業者等の主体的な活動や学習の支援に努めます。

人権啓発及び交流の拠点である人権啓発センターにおいては、啓発事業をはじめ、市民の主体的な学習や交流の促進、人権擁護のための相談事業等を、市民や関係団体等の参画・協働のもと、展開していきます。

7 伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系

基本理念

- 人権は一人ひとりが等しく持つものであり、自分に関わる大切なものであることを、市民の誰もが理解し、自己と他者の人権を、共に大切にできる、人権尊重のまちづくりを目指します。
- 性別、年齢、国籍、障がいの有無、性自認・性的指向等の違いを認め合い、包み込む、多様性豊かな地域社会の中で、全ての人の人権が等しく守られ、市民がつながり支え合い、誰も取り残さず、共に生きる、共生のまちづくりを目指します。
- 人権問題は侵害された人、侵害した人だけの問題でなく、それを引き起こす社会環境を作っている全ての構成員の問題です。そのことを、市民一人ひとりが認識し、今を生きる世代の責任において、将来にわたり、心豊かで誰もが生きやすいまちを、全ての市民で次の世代に引き継いでいくことを目指します。
- 人権教育・啓発は、市民と共に推進します。
- 全ての施策の立案・実施において、人権尊重の理念を反映させます。

人権教育・啓発の基本的視点

- (1) 偏見や差別に気づき、態度や言動に表せるための学びの促進
- (2) 当事者意識の醸成と、身近な人権問題の共有の促進
- (3) 複合的人権課題への認識
- (4) 家庭教育の重要性の認識と、発達段階、ライフステージ等を踏まえた効果的な教育・啓発の推進
- (5) 命の大切さの実感と自尊感情の育成
- (6) 当事者のニーズと主体性の尊重
- (7) 市民の自主性の尊重と行政の中立性の確保

人権教育・啓発の基本的な方策

- (1) 多様な市民に届く教育・啓発の推進
- (2) 子どもへの人権教育の推進
- (3) 人権擁護につながる人権教育・啓発の推進
- (4) 職員の人権意識・知識の更なる向上
- (5) 人権教育・啓発の正しい知識の更新

人権擁護に関する基本的な方策

- (1) 市民に身近な人権相談へ
- (2) 複合的な課題に対応する人権擁護の視点を全ての施策へ
- (3) 居場所づくりと人権相談との連携の促進
- (4) 相談員その他相談に関わる職員の更なる質の向上

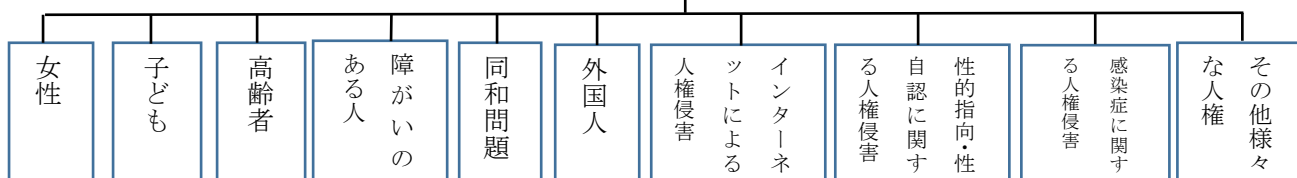
推進体制

本方針の進捗管理

全庁的な推進体制

関係機関、市民等との連携、協働

身近な人権問題



第3部 身近な人権問題の現状と課題

市民や職員一人ひとりが人権意識を高め、気づきを行動に移して、現実の人権問題の解決や人権擁護につなげるには、「法の下での平等」や「個人の尊重」などの人権尊重に係る普遍的な視点だけでなく、人権問題を地域社会の中での具体的な問題として捉える視点が必要です。

そのため、人権教育・啓発においては、普遍的な視点とともに、身近な人権課題への視点を養成します。また、その現実的な解決のため、各課題の施策に関わる個別計画等に基づきこれまで進められてきた人権尊重の視点からの取組も踏まえ、人権擁護を更に推進します。

身近な人権問題は、次のとおりです。

1 女性の人権

日本の現状では、職場や地域における女性の意思決定過程への参画や能力発揮が十分ではなく、女性の雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高く、一方で、家庭での家事や育児・介護などのケアワークの負担が女性に大きく偏るなど、諸外国と比べても様々な面で男女共同参画が未だ不十分です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大では、社会全体が経済や外出抑制などに大きく影響を受けましたが、その中で、女性の失業、貧困やDV*の増加など様々な問題が表面化しました。これは、女性の職場や家庭で立場の弱さが浮き彫りになった形です。

これらの女性に関する問題の根底には、根強い固定的性別役割分担意識*、性差別の意識が潜んでおり、早急な意識改革が求められます。

本市では、これまでも「伊丹市男女共同参画計画」に基づき、全庁的な連携・協力の下、伊丹市男女共同参画施策市民オンブードによる施策調査報告も活用しながら、男女共同参画及び女性活躍に関する啓発・教育をはじめ、様々な施策を推進してきました。その結果、平成27（2015）年度の国勢調査就業状態等基本集計による本市の女性の年齢別の就業率について、平成22（2010）年度調査よりM字カーブが緩やかになる改善が見られたほか、令和2（2020）年度の市民意識調査結果においては、固定的性別役割分担意識の改善が見られます。

しかし今なお、女性の意思決定過程への参画や組織での登用、男女間の経済格差解消、家事・育児・介護等の役割分担の偏りの解消など、男女共同参画の推進は不十分な現状が見られます。職場、家庭、地域等、あらゆる場面における固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消や、家庭での大人からの影響による子どもの固定的性別役割分担意識等の形成を防止するため、幼少期から大人まで、あらゆる年代に対して更なる啓発・教育を推進する必要があります。

また、重大な人権侵害である、性暴力、DV、デートDV*、セクシュアル・ハラスメント*などについて、本市では、「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、伊丹市DV相談室（伊丹市配偶者暴力相談支援センター）を中心に、DVの防止と被害者の早期発見、保護、自立支援体制の強化を図るとともに、性暴力やDV、デートDV、

ハラスメント等の防止について様々な方法で啓発・教育を推進してきました。令和2（2020）年度の市民意識調査結果からは、DV等に関する市民意識が徐々に向上していることが見受けられます。

しかしながら、女性の人権を侵害し、男女共同参画を阻害するこれらの暴力は、依然、根絶していません。性差別の意識の解消やDV等の暴力の防止に向けた更なる啓発・教育の推進や、早期発見と的確で迅速な人権擁護のため、引き続き体制強化に努めることが必要です。また、昨今では、男性、男児、性的マイノリティもこれらの被害者となっていることが表面化してきています。性別にかかわらない適切な支援の実施強化が必要です。

さらには、DV、貧困、ひとり親、孤立など様々な困難を抱える女性や複合的な課題を抱える女性に対する経済的・社会的自立への支援や、安心して暮らせる環境づくりを推進する必要があります。

2 子どもの人権

子どもは誰もが、権利を行使する主体として最大限尊重されなければなりません。よく生き、育つことができる「子どもの最善の利益」と、支援の必要性の高い子どもを含め、一人ひとりの子どもが、健やかな育ちを等しく保障されなければならないものです。

また、平成6（1994）年に日本も批准した「子どもの権利条約」では、子どもの意思表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利などがうたわれています。しかし、子どもは権利を行使する主体であるという認識が社会全体に十分には浸透していないため、子どもの権利についての理解促進と、社会全体で子どもの権利を守る取組を進める必要があります。

子どもの人権に関しては、いじめや児童虐待*のほか、貧困、引きこもりなど、様々な問題があります。

いじめは、文部科学省の調査結果によると、令和2（2020）年度のいじめの認知件数は若干減少したものの、令和元（2019）年度の全国の小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめ認知件数は約60万件を超えており、過去最多となっています。

いじめの態様は、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっておりますが、中・高等学校では、特に「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が増加傾向にあります。いじめが原因で、不登校や自殺に至るケースもあります。

本市においても、令和元（2019）年度のいじめの認知件数は、過去最多であり、認知件数及びいじめの態様についても、国と同様の傾向にあります。

いじめの根底には、他人に対する思いやりや、いたわりといった人権意識の希薄があるため、人権意識を高める人権教育が、引き続き必要です。いじめの加害者となった子ども自身が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、全ての子どもが互いを尊重し、認め合える人間関係を構築できるように、学校、家庭、地域がより一層連携することが大切です。

不登校は、全国・本市ともに増加の一途をたどっており、文部科学省の調査結果によると、令和2（2020）年度の全国の小・中・高等学校及び特別支援学校における、不登校児童生徒数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあって19万人を超えており、本市でも過去最多となっています。

本市の不登校の要因として「本人の不安等の情緒的混乱」が最も多くなっています。その不安等の解消につながるような防止策や対応策を講じていく必要があります。「教育を受ける権利」を保障するためにも、多様な学習機会を確保することや、一人ひとりの子どもが安心できる居場所づくりに努めることが大切です。

児童虐待は、虐待につながる恐れのある要因（リスク要因）が重なった時に引き起こされるものです。保護者側のリスクとしては、育児不安や産後うつなどがあり、子ども側のリスクとしては、乳児期や、病気、障がいを抱えていることなどがあり、また、家庭環境のリスクとしては、経済的困窮や不安定な夫婦関係、周りに相談相手や支えてくれる人がいないことなどがあります。厚生労働省の調査結果によると、令和2（2020）年度の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、約20万件を超えており、過去最多となっています。

本市においては、虐待通告件数は、令和元（2019）年度までは増加傾向にありましたが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症による学校園の休校が続いたため、教育機関からの通告件数は減少したものの、ストレス等を抱えた保護者からの家庭児童相談室への相談件数は増加しています。

児童虐待の防止を図るためには、未然に防止するとともに、早期に発見し、迅速・的確な対応することが必要です。

いじめや不登校、障がいや病気など、様々な困難を抱える子どもたちをはじめ、近年では、子どもの貧困やヤングケアラー*等に関する問題も生じています。困難を抱える子どもの問題は、衣食の問題だけでなく、教育を受けることもできないなど、学習機会が平等でない教育の格差問題も起こっています。このような問題を抱える子どもたちの存在に対する、市民の理解は十分とは言えず、様々な困難を抱える子どもたちに対する、市民の理解の促進や、教育の機会の確保や心理的ケアなどの支援施策の充実、子どもの困難の原因となる家庭の問題を抱える子育て家庭への支援の充実が引き続き必要です。

3 高齢者の人権

我が国の総人口（令和3（2021）年9月15日現在推計）は、前年に比べ減少している一方、65歳以上の高齢者人口は、前年に比べ増加し、過去最高となっており、世界水準で見ても、日本の高齢者人口の割合は、29.1%であり世界で最も高くなっています。

内閣府の全国推計では、令和47（2065）年には38.4%にまで上昇することが見込まれており、今後、寝たきりや認知症などの介護を要する高齢者が更に増加することが推測されています。

こうした状況の中、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加に伴う家庭による介護機能

の低下、地域におけるつながりの希薄化による高齢者の社会的孤立や生活不安といった問題も顕在化してきており、高齢者の人権が守られ、住み慣れた地域から孤立することなく、自立し、安心して生活していくことができるよう高齢者の尊厳などが地域住民にも理解される教育・啓発及び支援体制が必要です。また、世代を超えて地域住民がつながり支え合い、高齢者等を含む全ての人がお互いに理解を深め、支え合う「心のバリアフリー*」を促進していくことが必要です。

また、近年では、介護者による身体的・心理的虐待や介護放棄など高齢者に対する人権侵害が社会問題となっており、高齢者に対する虐待について、市民への意識啓発、高齢者やその家族への相談機能の強化や、引き続き、相談体制や虐待防止の取組を総合的に展開していくことが必要です。また、権利を侵害されやすい状態にある、寝たきりや認知症などの高齢者を被害や虐待から保護するだけでなく、地域包括支援センター*や福祉権利擁護センター*等と連携しながら、その人の人格と個性を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援するといった積極的権利擁護を行い、個人の尊厳が尊重されながら自立し、安心した生活ができる地域づくりや支援体制づくりを進めることが必要です。

4 障がいのある人の人権

障がいのある人もない人も、生まれ育った地域の中でお互いに支え合い、暮らすことができるノーマライゼーション*の考え方の浸透に伴い、障がいのある人に対する理解と認識は深まってきており、さらには平成28（2016）年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。本市においても、同法の周知を図るとともに、法の趣旨である「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供*」など、市民の理解を深めるための啓発、差別の解消に向けた取組を推進してきましたが、障がいのある人に対する偏見や差別、権利侵害などの事例が社会的に見受けられるとともに、自立や社会参加を阻む障壁が依然として存在しています。

障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいのある人に対する理解不足が関係している場合があるため、障害者差別解消法の趣旨である不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供など、障がいのある人への正しい理解と差別意識の解消に向けた更なる啓発を進める必要があるほか、障がいの有無にかかわらず地域での交流の促進などを引き続き行っていく必要があります。

また、ノーマライゼーションの考え方の更なる普及のため、障がいのある人が自らの選択と決定により参加することができる活動の機会の充実や、意思疎通・移動手段の支援の促進、手話言語条例の目的である手話が言語であるとの認識に基づく、手話への理解の促進及びその普及並びに地域において手話を使用しやすい環境構築などについて、推進する必要があります。

さらに、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、地域生活支援センター*等と連携し、相談の実施等による意思決定の支援を行うとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。その他、障がいのある人の権利擁護を推進するため、障がいの

ある人に対する虐待の予防や擁護者に対する支援、相談体制の充実の他、「成年後見制度*」をはじめとする障がいのある人の権利を保障する取組の推進など引き続き行っていく必要があります。

5 同和問題

同和問題は日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造による問題であり、わが国固有の重大な人権問題です。

全国的には、結婚問題をはじめとして、いわゆる同和地区出身者に対する差別的な発言や差別的な落書き、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上で差別的な内容載せるなどの行為が見られます。

平成28(2016)年に、同和問題への国民の理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。本市においては、それまでも、市民と連携した取組を実施してきました。同法施行後は、法の周知を図るとともに、差別の解消に向けた取組を推進してきましたが、依然として、同和問題に関する誤解や偏見は解消されていません。

このため、同和問題に対する市民の理解の更なる広がりのために、現在もなお部落差別が存在することを明記し、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別解消推進法の周知を図るとともに、市民が同和問題に対する正しい認識を持ち、それが自らの態度や行動に現れるよう、更なる人権教育・啓発の推進や、効果的な人権学習等のあり方の検討及びより多くの参加が得られる周知、誘導の工夫が必要です。

また、若い市職員・教職員は、歴史経緯等も含めた正しい知識や理解が乏しいため、引き続き、市職員・教職員の人権意識・知識を向上するための、工夫した研修が必要です。

さらには、インターネットを利用した悪質な書込みへの適切な対応をしていくために、「インターネットモニタリング事業」に引き続き取り組み、法務局など関係機関と連携して、削除要請など問題の早期解決と再発防止に取り組み、差別の助長の防止に努める必要があります。

6 外国人の人権

本市では、近年、3,000人以上、約50カ国の出身の外国人が暮らしており、在勤・在学の外国人を含めると、更に多くの外国人が生活しています。また、日本国籍を取得した人、親が外国籍である子どもたちなど、外国にルーツを持ち、外国籍の人と同様の課題を抱えている人もいます。

本市で暮らす外国人の半数以上は、韓国・朝鮮籍の人が占めています。これは、大阪第二飛行場(現・大阪国際空港)の建設工事に多くの朝鮮人労働者が従事していたという歴史的経緯などによるものです。韓国・朝鮮籍の方々をはじめとする、歴史的経緯を持つ人々については、今なお残る民族的な偏見や差別的言動が見られ、その不安から本名で

はなく、通名（日本名）を名乗らざるを得ない人がいます。歴史的経緯を有する外国人に対する、偏見・差別の解消に向けた継続的な取組が必要です。

一方、近年、国において外国人材の受入れを拡大・強化する施策が展開され、グローバル化の進展とあいまって、多様な国や地域の外国人が増加し、本市においても、学校、地域、職場など日常生活の様々な場面で、外国人と接する機会が増えています。これに伴い、様々な言葉や文化、生活習慣や価値観に接することとなり、その違いなどから偏見・差別が生じたり、外国人が孤立することがあります。また、労働をはじめ様々な事情で本市に暮らす外国人を、同じ地域社会の一員として、共に生き、共にまちをつくっていく市民同士であると認識することが必要です。

そのため、日本人には、言葉、習慣等の違いによる偏見・差別を生まないための多文化共生*の意識づくりや異文化理解の促進を図るほか、児童生徒に対する、相互理解と人権尊重の意識を養う多文化共生教育の更なる推進が必要です。外国人には、日本語の理解が不十分な外国人に対する地域日本語教室の開催や、児童生徒に対するきめ細かな支援をはじめ、「やさしい日本語」等を活用したわかりやすい行政情報の提供や、外国人が安心して相談できる支援体制の充実、外国人が孤立しないための、市民や地域とのつながりの促進等が必要です。

特定の民族や国籍を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチについては、本市では、街頭活動等の目立ったものは見られませんが、平成28（2016）年の、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」の施行後も、全国的には、街頭でのヘイトスピーチ等は完全にはなくなっておらず、インターネットでは、特定の民族や国籍の人々に対する差別的な書き込みが見られます。

令和2（2020）年10月に策定した「伊丹市多文化共生推進指針」に基づき、全ての市民が、異なる文化や考え方を認め合い、人権を尊重し合いながら、対等な関係で地域社会やまちづくりに参加することができる、多様性が活かされた多文化共生のまちづくりを推進していくことが引き続き必要です。

7 インターネットによる人権侵害

インターネットやSNSが普及する中で、匿名性を悪用したプライバシーの侵害、誹謗・中傷や、差別を助長する書き込み、個人情報の流出などの人権侵害が問題となっています。ヘイトスピーチや、同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込みも見られます。

法務省統計では、令和2（2020）年におけるインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の受理・処理件数は、1,850件を記録しており、10年前の737件に比べ、約2.5倍に増加しています。

また、SNSに起因する子ども同士のいじめのほか、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

インターネットの悪用が、様々な人権課題を深刻化・複雑化させているため、市民一人ひとりが、個人のプライバシーに関する正しい理解の下に人権意識をもってインターネットを利用するよう、家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通じた教育・啓発を推進することが必要であり、ネット上のいじめを未然に防止するため情報モラル*教育の充実をはじめ、学校、家庭、地域、関係機関が連携して児童生徒がネット上のトラブルに巻き込まれることがないよう、継続的な取組が引き続き必要です。

本市では、「インターネットモニタリング事業」を実施しており、差別を助長する書込みや人権侵害に当たる書込みを監視し、必要に応じ法務局など関係機関とも連携して、削除要請を行っています。拡大するインターネットの人権侵害について、常に新たな情報の収集に努め、効果的・効率的な取組を推進する必要があります。

8 性的指向・性自認に関する人権侵害

性自認と生物学的な性が一致しない性別違和を有する人や、同性愛者・両性愛者などの性的マイノリティの人たちは、「性別が男女の二つだけで異性愛が当たり前である」とする社会の中で、性の多様性に関する周囲の理解が十分とは言えないため、偏見の目を向けられたり、嫌がらせや差別的な扱いを受けることがあります。

性的マイノリティの人たちは、自らの性的指向（好きになる性）や性自認を明らかにすることにより受けることが予想される嘲笑や侮蔑、本人の了解なく第三者に暴露される行為（アウティング）といった周囲の無理解による悩み、不安など、様々な苦痛や困難を抱えて生活しています。

性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人が認識し、理解を深めるための更なる啓発や、当事者だけでなくその家族や、地域住民や事業者など当事者に関わる人たちが、適切な相談場所につながる必要があります。本市では、伊丹市立男女共同参画センターにおいて、当事者やその関係者のための相談窓口を開設していますが、より気軽に利用してもらえよう周知等に努める必要があります。

また、思春期においては性的マイノリティに関する正しい知識を得られる機会が少ないため、自己の性自認や性的指向に悩んだり、家族や友人、教師などの何気ない言葉や態度により心身への負担が過大となることがあります。このように、孤立し、悩む児童生徒がどの学校でも存在することを前提に、児童生徒や教職員の性的マイノリティに対する理解を深めるとともに、児童生徒等が相談しやすい環境を整えることやその心情等に配慮した対応が必要です。本市の学校では、性別に関わらない主体的で自由な選択や性の多様性の尊重のため制服の選択制を推進していますが、引き続き、トイレ環境への配慮等、性の多様性を尊重する教育環境づくりに努める必要があります。

9 感染症に関する人権侵害

令和元（2019）年12月以降、新型コロナウイルス感染症が短期間で全世界に広がりました。

この未知の感染症は社会不安を増大させ、誤った情報の流布なども加わり、感染者、医療従事者だけでなく、その家族や近隣の人々、また学校や関係施設等においても不当な差別やいじめなどの人権侵害が増大するという事態が生じました。

かつて、HIV感染症*・エイズ*、ハンセン病*などの感染症でも、病気に対する正しい知識が不十分なことにより、誤解や偏見、人権侵害が見られたが、現在では極端な差別的対応は減少しています。

本市では、新型コロナウイルス感染症に関して、市民に対し正しい知識や情報を提供するとともに、感染者・回復者やその家族、医療従事者や介護従事者等に対する偏見・差別等の防止に向けた周知や啓発を実施しています。HIV感染症・エイズ、ハンセン病についても、関係機関と連携しながら、これらの、感染症の対応に関する正しい情報を周知しています。

今後も、HIV感染症・エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症については、引き続き正しい知識の普及啓発を実施することで、差別や偏見等の人権問題の防止を図るとともに、将来、新型インフルエンザ等の新感染症や再興感染症*が発生した際に、これらの経験を踏まえ適切に対応できるよう、効果的な啓発・教育、行政の対応のあり方を検討していく必要があります。

10 その他様々な人権

このほか、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、ホームレスの人々など、様々な人権に係る課題があります。また、社会情勢の変化など、様々な要因が関係し、新たな人権課題の発現も予見されます。このほか、ハラスメントなど各人権課題にわたる人権問題もあります。

今後も、市民への様々な人権課題の存在に関する継続的な周知啓発や、新たに生じる人権課題に対する、行政としての基本的な役割を検討していく必要があります。

用語解説

用語		解説
あ行	インターネットモニタリング	インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、インターネット等への差別的な書き込みが後を絶たないことから、悪質な書き込みをモニタリング（監視）すること。
	エイズ	AIDS（Acquired ImmunoDeficiency Syndrome）とは、後天性免疫不全症候群のこと。HIV（Human Immunodeficiency Virus・ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、適切な治療が施されなかった場合に、免疫不全によって引き起こされる重篤な症状のこと。HIVの主な感染経路は、性的接触、母子感染、血液を介した経路であり、また、唾液や涙等に含まれるHIVの量は非常に微量であるため、お風呂やタオルの共用で感染した事例の報告はないことから、血液や体液を介した接触を除き、日常生活における感染のリスクはほとんどないとされている。 エイズ患者とは HIV ウイルスにより免疫力が低下し「エイズとみとめられる病気」を発症した人のことである。
	HIV 感染症	HIVに感染している状態であって、エイズを発症していないものをいう。
	SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)	平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。
か行	合理的配慮の提供	障がいのある人は、社会の中にある障壁によって生活しづらい場合がある。 役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき（※）に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）をいう。 （※） 言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいう。通訳や障がいのある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障がいのある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含む。
	心のバリアフリー	人と人同士の理解の妨げになっている固定概念や偏見を取り除くこと。 【バリアフリー】 高齢者や障がい者が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは、住宅や施設の段差解消など物理的な障害を取り除くという意味で用いられてきたが、現在はより広い意味で、障がい者などの社会参加を困難にするソフト面や心理面での障害の除去を含む意味でも使用。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

用語		解説
さ行	再興感染症	結核、マラリアなど古くからある感染症のうち、近い将来克服され则认为されていたが再び流行する傾向が出ている感染症のこと。
	ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作られた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。
	ジェンダー平等	ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）による、性差別、性別による固定的性別役割分担、偏見等をなくし、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができること。
	児童虐待	親など保護者がその監護する児童（「児童虐待防止法」では18歳未満の者）について、身体・精神に危害を加えたり、適切な保護・養育を行わないことなどによって健やかな心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為。
	障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）	国連の「障害者の権利に関する条約」（略称「障害者権利条約」）の批准に向けた国内法制度の整備の一環として平成25（2013）年6月に制定され、一部の附則を除き、平成28（2016）年4月1日から施行された。 「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいによる差別の解消を推進すること」を目的としている。 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めている。合理的配慮の提供においては、国や自治体に対しては法的義務を負うもの、民間事業主は努力義務である、としている。
	情報モラル	情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度。具体的には、適切な手続による情報の収集、著作権などの尊重、情報の信頼性についての意識。 また、情報発信においてはプライバシーの保護、情報発信に伴う責任、セキュリティの配慮など。
	人権擁護委員	市町村の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の人たち。人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、弁護士など様々な分野から選ばれ、法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動などを実施。
	性的マイノリティ	身体の性、自認する性、社会的な性、性的指向は、本来多様であるにもかかわらず、「性別は男か女の2つしかなく、男として生まれれば、自然に男らしくなり、異性である女性を好きになる。女として生まれれば、自然に女らしくなり、異性である男性を好きになる。これが当たり前で、普通である」と考える社会において、性の多様性を認められず普通ではないとみなされてしまう人たちのこと。
	成年後見制度	判断能力が不十分なため、財産管理や契約などの手続が困難な人に対し、本人の行為の代理、又は、行為を補助する人を選任する制度。

用語		解説
	セクシュアル・ハラスメント	男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定している。
た行	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受すること。
	地域生活支援センター	障がいのある人が、住み慣れた街で安心して暮らしていくこと、社会とのつながりや生きがいをもって生活していくこと、自分らしさを発揮して働き続けることを支援する窓口。
	地域包括支援センター	高齢者の介護や福祉の相談、虐待防止等の権利擁護相談等を担当する総合相談窓口。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ケアマネジャーへの支援や地域の支援ネットワーク体制づくり等も行っている。 伊丹市では基幹型包括支援センター1ヶ所と住まいの小学校地区を担当する9ヶ所の地域包括支援センターがある。 伊丹市地域包括支援センターは、基幹型包括支援センターとして、伊丹市と連携しながら、市内9ヶ所の地域包括支援センターへの後方支援や地域包括支援センター間の連絡調整、ケアマネジャーをはじめとした専門職への各種研修会の開催、市内の支援ネットワーク体制づくり等を行っている。
	DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者等からの暴力のこと。 「配偶者暴力防止法」では、「配偶者からの暴力」を「配偶者（事実婚、元配偶者を含む）からの身体に対する暴力、又は、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と定義している。また、「生活の本拠をともにする交際相手からの暴力」に対しては、法律が準用される。 DVやドメスティック・バイオレンスは、一般的に使用されているが、法令などで明確に定義された言葉ではない。 伊丹市DV防止・被害者支援計画 「伊丹市DV防止・被害者支援計画」では、暴力の未然防止のための取組や意識啓発、相談などの、法律の根拠を必要としない様々な施策については、配偶者やパートナーなどの親しい関係（婚姻関係にない交際相手を含む）の間で生じる暴力も含むものとし、「配偶者等からの暴力（DV）」としている。また、身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力も含むとしている。ただし、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別するものである。

用語		解説
	デートDV	親密な関係にある婚姻関係にない恋人間に起こるDVのこと。
な行	ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も同じ社会の一員として、普通に生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方。
は行	ハンセン病	らい菌という細菌による感染症のこと。感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれであり、万一発病しても、現在では治療法も確立しているため、早期に発見し適切な治療を行えば、後遺症が残ることはない。
	福祉権利擁護センター	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力に支援が必要な人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、相談や支援をする窓口。
	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	平成28（2016）年12月に施行された「部落差別解消推進法」では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」と規定している。
	本人通知制度	戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害の防止を図ることを目的に、事前に登録した方に対して、その方の戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、証明書を交付したという事実を本人に通知する制度。
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の促進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	ヘイトスピーチとは、特定の個人や集団、団体などの人種、国籍、宗教、民族的な文化などを差別的な意図をもって攻撃、脅迫、侮辱し、扇動する言動などをいう。 平成28（2016）年6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。」と規定している。
や行	ヤングケアラー	法令上の定義はないが、一般的に、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいう。

資料編

1 主要な人権課題のこれまでの取組

(1) 女性の人権

(国等の取組)

国連においては、昭和50（1975）年の国際女性年及びこれに続く「国連女性の10年」をきっかけに、男女平等と女性の地位向上の実現に向けた積極的な取組が始まりました。その後、昭和54（1979）年に「女性差別撤廃条約」、平成5（1993）年には、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されたほか、平成7（1995）年の第4回世界女性会議での北京宣言及び行動綱領の採択、また、平成12（2000）年の国連特別総会女性2000年会議での政治宣言及び成果文書の採択など、女性の人権尊重に向けた様々な取組が国際的規模で行われてきました。

国においても、国連の動きとともに男女共同参画^{*1}社会の実現に向けた様々な取組が展開されてきました。特に、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年には同法に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、平成17（2005）年に改定された「第2次基本計画」に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画推進に向けた取組が進められました。

女性に対する暴力に関しては、平成12（2000）年の「ストーカー行為等^{*2}の規制等に関する法律（ストーカー行為規制法）」や平成13（2001）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の制定（平成20（2008）年改正法施行）など立法的な措置が図られました。また、平成19（2007）年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、男女がともに、仕事や家庭生活、地域活動などについて自ら希望するバランスで展開できる生活の実現に向けた取組が推進されてきました。

一方で、平成21（2009）年、国連の女性差別撤廃委員会は、国の男女平等に向けたこれまでの取組は「不十分」と指摘し、雇用や暴力対策をはじめ性差別の完全な撤廃に向け早急な対策の実施を日本政府に勧告しました。

平成27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が公布され、男性を含めた働き方の見直しを進め、国や地方公共団体、一定規模以上の事業主に、行動計画の策定、公表の義務付けが定められ、職業生活における女性の活躍を重点的に推進するための取組が進められました。

平成30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布され、国や地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則としました。また、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、ワーク・ライフ・バランスの実現や、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方の選択が実現するための施策が社

^{*1} 用語解説 P28 参照

^{*2} 特定の人物に対する恋愛感情や好意の感情が満たされなかったことによる怨恨の感情を充足させるために、本人やその配偶者、親族などに対し、「つきまとい」などの行為を繰り返すこと。

会全体として推進されました。

令和元（２０１９）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等が定められました。

令和２（２０２０）年１２月に「第５次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。国民の幸福の向上と社会経済の持続的発展と、「持続可能な開発目標（SDGs）^{*3}」等によるジェンダー平等の着実履行による国際社会と協調した社会を目指し、男女共同参画、女性活躍に向け強力に取り組むこととし、様々な施策を推進しています。

県においては、平成１３（２００１）年に「ひょうご男女共同参画プラン２１」を策定しました。また、平成１４（２００２）年には「男女共同参画社会づくり条例」を施行し、男女共同参画社会の形成に関して県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を明らかにしました。女性に対する暴力に関しては、平成１８（２００６）年から「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、対策を推進しています。

令和３（２０２１）年には、「ひょうご男女共同参画プラン２１」を前身とする第４次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン２０２５」が策定され、男女共同参画の実現に向けて各種取組を総合的に推進しています。

（本市の取組）

本市においては、平成８（１９９６）年、「伊丹市女性のための行動計画」を策定し、全ての人が性にとらわれることなく、あらゆる領域における権利と義務、利益と責任を分かち合える社会を目指しました。平成１０（１９９８）年には、「伊丹市男女共生教育基本方針」を策定（平成２０（２００８）年改定）し、男女共生教育の推進を図ってきました。

平成１８（２００６）年には、新たに「伊丹市男女共同参画計画」を策定し、同計画に基づき、女性・児童センターを拠点として、固定的性別役割分担意識^{*4}の解消や女性のチャレンジ支援など各種啓発事業や女性のための相談事業などを実施してきました。なお、同計画の進捗状況については、伊丹市男女共同参画施策市民オンブードが市民の視点で調査・意見表明を行っています。

また、平成２１（２００９）年には、「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、平成２２（２０１０）年には配偶者暴力相談支援センター機能（伊丹市DV^{*5}相談室）を整備するなど関連施策を推進してきました。

平成２９（２０１７）年には、「第２期伊丹市男女共同参画計画」を策定し、４つの基本理念と８つの基本目標に基づき、あらゆる施策において男女共同参画の視点を取り入れ、推進しており、令和３（２０２１）年度に「第３期伊丹市男女共同参画計画」を策定しました。

^{*3} 用語解説 P26 参照

^{*4} 用語解説 P26 参照

^{*5} 用語解説 P28 参照

また、令和2（2020）年4月には、長年の懸案であった伊丹市立女性・児童センターの男女共同参画機能を特化するため、中心市街地にその機能を移転し、新たな啓発の拠点として、伊丹市立男女共同参画センター「ここいろ」を新設し、啓発の強化と、市民の主体的な学習・活動の支援や人材育成等を推進しています。

（2）子どもの人権

（国等の取組）

国においては、昭和23（1948）年1月に児童の健全育成や保護を目的とした「児童福祉法」を施行したほか、平成6（1994）年には「児童の権利に関する条約」を批准するとともに、すでに日本国憲法をはじめ、児童憲章、児童福祉法、教育基本法などにおいて、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などについて、基本原則や理念が示されています。

さらに、平成11（1999）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」、平成12（2000）年に「児童虐待^{*6}の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、平成14（2002）年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト^{*7}規制法）」、平成21（2009）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が制定されるなど個別立法による対策も行われてきました。

また、平成15（2003）年、少子化に対応した子育て支援を推進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業所に行動計画の策定を求めてきました。

障がいのある子どもに対する取組としては、平成17（2005）年、子どもの発達障害の早期発見などを盛り込んだ「発達障害者支援法」が施行され、また、平成19（2007）年から、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う、特別支援教育が導入されました。

平成25（2013）年9月には「いじめ防止対策推進法」を施行、同年10月には「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定、平成26（2014）年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。また、平成29（2017）年4月の改正「児童福祉法」の施行により、子どもが権利の主体であることが明確化されたほか、児童相談所の体制強化や里親委託の推進などが規定され、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の強化が図られています。さらに、令和2（2020）年4月の改正同法の施行により、体罰の禁止が法定化されています。

県においては、平成17（2005）年に「ひょうご子ども未来プラン」、平成22（2010）年に「新ひょうご子ども未来プラン」を策定、令和2（2020）年3月には「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を策定し、子育てや児童の虐待、子

^{*6} 用語解説 P27 参照

^{*7} インターネットで、交際相手を探している男女の仲介をするウェブサイトのこと。

どもの非行等に関して、こども家庭センターやひょうごっ子悩み相談センターを中心とする相談や支援機能の充実に努めています。また、家庭、学校、地域、関係団体等の相互の連携による青少年の健全な育成や地域活動への参加を促進するほか、貧困家庭の子どものための学習支援、生活支援などの施策を展開するなど、子ども・子育て支援新制度に沿った総合的な対応を行っています。

学校でのいじめについては、「いじめ防止対策推進法」を踏まえた「兵庫県いじめ防止基本方針」（平成26（2014）年3月策定）に基づき、県民総がかりでいじめに対峙するとともに、教職員の資質能力の向上を図り、家庭や地域、関係機関等と連携協力して問題克服のための取組を進めています。

さらに、児童の虐待問題については、関係機関及び民間団体による連携した支援体制の充実に努めるとともに、社会全体の関心と理解を深めるため、県・市町・関係団体が協働し、その防止に向けた意識啓発等を行っています。

（本市の取組）

本市においては、子どもの人権を擁護し、健全な発達を図るための各種施策や啓発活動などの取組を推進してきました。

平成17（2005）年、伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」を策定し、同計画に基づく事業をはじめ子ども施策を総合的に推進するために、平成18（2006）年度には「こども部（現・こども未来部）」を設置しました。平成22（2010）年度からは同計画の後期実施計画に基づき、子どもの健全育成に向けた環境整備、様々な相談事業や子育て支援事業の実施など、子どもの主体性と人権の尊重・擁護を柱とした施策を展開しています。

学校園では「伊丹市人権教育基本方針」、保育所（園）においては「伊丹市人権保育基本方針」に基づいて、子どもを権利の主体としてとらえ、人権を尊重する教育、保育に取り組んでいます。

子どもの最善の利益が保障されるまちを目指し、令和2（2020）年度から第2期を迎えた「伊丹市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健全育成・居場所づくりに向けた環境整備、社会的支援を必要とする子どもの支援や、様々な相談事業、子育て支援や地域ぐるみの見守り体制構築など、子どもの主体性と人権の尊重・擁護を柱とした施策を展開しています。

児童虐待に関しては、平成12（2000）年、「伊丹市児童虐待防止市民ネットワーク会議」を設置し、平成21（2009）年には「伊丹市要保護児童対策地域協議会」として改組し、関係機関との連携を図りながら虐待児童の早期発見・早期対応に努めてきました。毎年11月の児童虐待防止月間において、啓発を行ったほか、スーパーバイザーを招聘し、適切な対応方法や機関連携のあり方など、職員の資質向上を図ってきました。処遇困難ケースについては、伊丹市要保護児童対策地域協議会を開催し、ケース検討し、今後の処遇の方向性を定めるなど、児童虐待防止に努めています。

いじめ問題については、平成18（2006）年、伊丹市こどものいじめ問題対策本部を発足させ、全庁的に取り組む体制を構築しました。また、いじめ防止対策推進

法に基づいて、平成26（2014）年4月に「伊丹市問題対策連絡協議会条例」を定め、「伊丹市いじめ防止等対策審議会」や「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会」、「伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」を設置しました。伊丹市いじめ防止等対策審議会は毎年定期的開催し、いじめ問題の現状をもとに対策を協議したり、いじめ防止フォーラムを開催し、様々な立場の市民の交流の場を設けたりする中で、市民総がかりでいじめ問題への取組の充実を図っています。子どもの非行防止や健全育成に関しては、少年非行防止活動の総合的推進などを目的に「伊丹市少年非行防止対策プロジェクトチーム」が設置され、平成22（2010）年に今後の取組について報告を行いました。平成22（2010）年度からは、「伊丹市青少年問題協議会」が、いじめ問題対策及び少年非行防止を含むあらゆる青少年問題に対して一層きめ細かな対応を図っています。また、少年愛護センターを中心に、センター通信の作成や有害図書の回収など各事業を展開しています。

障がいのある児童に関しては、平成28（2016）年に「こども発達支援センター」を開所し、発達が気になる子どもと保護者への育児支援等を実施しています。子どもの貧困や居場所づくりの一環として、市内13箇所（令和3（2021）年10月1日現在）で「こども食堂」を実施し、家庭支援を実施しています。

子どもの相談として、スクールカウンセラーを全市立小・中・高等学校に配置し、児童生徒をはじめ教職員や保護者のカウンセリングを実施するほか、スクールソーシャルワーカーを全市立小・中・高等学校に派遣し、家庭・福祉・医療等の関係機関と連携し、生活環境を調整しています。

(3) 高齢者の人権

(国等の取組)

昭和57（1982）年、国連主催の世界会議において、「高齢化に関する国際行動計画」が採択されました。平成3（1991）年の国連総会においては、「高齢者のための国連原則」が決議され、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の5原則に即して具体的な目標が提起されました。さらに、平成11（1999）年を国際高齢者年とし、各国において、これら行動計画や国連原則の具体化が図られました。

国においては、平成7（1995）年に「高齢社会対策基本法」が施行され、翌年、同法に基づく高齢社会対策大綱が取りまとめられました。さらに、平成13（2001）年、新しい大綱が閣議決定され、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針が示されました。

平成12（2000）年には、国民の共同連帯の理念に基づき、介護の必要な人々を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度がスタートしました。また、高齢者への虐待については、平成18（2006）年、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。

平成23（2011）年6月には「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行により、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が規定されています。

また、平成27（2015）年4月には、在宅医療・介護連携や認知症施策などを推進するために地域支援事業が充実され、全国一律の基準で提供される予防給付のうち通所介護と訪問介護が地域支援事業に移行するなど、地域包括ケア体制の推進を図るための制度改正が行われました。

その他、令和元（2019）年6月にとりまとめた「認知症施策推進大綱」において、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することを、基本的な考え方として規定されています。

県においては、平成4（1992）年の福祉のまちづくり条例や平成19（2007）年の「ひょうご長寿社会プラン」などにより、高齢者の権利擁護を含む総合的な高齢者施策を推進してきました。

また、超高齢社会に対応して、平成24（2012）年3月に策定した「少子高齢社会福祉ビジョン～新たな豊かさの創造～」や、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とする「兵庫県老人福祉計画（第8期兵庫県介護支援事業計画）」等により、施設整備や在宅サービスの充実など介護サービス基盤の強化、生きがい・健康づくり対策、高齢者等にやさしい住まいやまちづくりなど高齢者の総合的な福祉の増進に努めてきました。

また、地域包括支援センター*8（地域総合支援センター）を設置し、総合相談・支援や介護予防マネジメントを行うとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を踏まえ、高齢者の権利擁護や虐待防止に努めています。さらに、認知症相談センターにおいて、認知症に対する相談を行うなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、医療や介護などのサービスが必要に応じて提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し施策を推進しています。

また、元気高齢者が社会の一翼を担う社会の実現に向け、長年培った知識、経験、技能等が正しく評価され活躍できる機会が増え、高齢者が豊かに生きる権利や個人としての尊厳が重んじられるよう、マスメディアの活用も図りながら研修の実施に努めるなど、県民各層における認識を高めていくとともに、定年延長や雇用継続、再就職など一人ひとりの意思と能力に応じた雇用・就業の機会の確保が図られるよう進めています。

さらに、学校教育においても、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会における介護・福祉などの課題に対する理解を深める教育を推進するほか、高齢者自らも社会の構成員として積極的に役割を担えるよう、高齢者の学習機会の充実や意識啓発にも努めています。

*8 用語解説 P28 参照

(本市の取組)

本市においては、平成8（1996）年に「伊丹市老人保健福祉計画」を策定し、平成12（2000）年には、伊丹市老人保健福祉計画の改定を兼ね、介護保険事業計画と一体的なものとする「伊丹市介護保険事業計画・老人保健福祉計画」を策定しました。令和3（2021）年度からの3年間を計画期間とする「伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」では、虐待からの保護のみならず、認知症や加齢による判断能力の低下にあわせて、一人ひとりの尊厳の保持を目指しています。また、シルバー人材センターや老人クラブへの活動支援など、高齢者の生きがいづくりや、社会参加・就労について積極的に支援しています。

平成23（2011）年に市内8社会福祉法人により伊丹市福祉権利擁護センター^{*9}を設置し、協働運営されてきましたが、平成31（2019）年4月より運営主体を伊丹市とし、伊丹市における包括的権利擁護支援体制の中核機関として位置付け、認知症や精神障害、知的障害等により判断能力に支援が必要な人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談や支援をはじめ、成年後見制度の利用促進等の活動に取り組んでいます。

また、平成18（2006）年度に、高齢者虐待の防止のため、地域包括支援センターや関係機関によるネットワークを構築し、虐待案件の対応の連携を強化しました。その後、高齢者虐待の増加など高齢者を取り巻く状況がますます厳しくなる中、平成30（2018）年度には、更なる連携による課題解決に向け、「伊丹市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、課題の検討と情報共有、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、養護者に対し介護負担の軽減等の支援に努めています。

平成28（2016）年度から開始した、認知症高齢者等の位置情報を家族のスマートフォン等に通知するサービスの「まちなかミマモルメ」及び「さがしてメール」の協力ボランティアへの登録を推進するとともに、警察その他の関係機関等と連携・情報共有し、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見の体制整備に取り組んでいます。

(4) 障がいのある人の人権

(国等の取組)

国連では、昭和50（1975）年、「障害者の権利宣言」を採択し、昭和56（1981）年には「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年を決議しました。翌年には「障害者に関する世界行動計画」を採択し、さらに、昭和58（1983）年から平成4（1992）年までを障害者の10年と定め、障がい者の人権施策の推進を提唱しました。

平成5（1993）年には「障害者の機会均等化に関する基準規則」を決議し、社会の仕組み、諸々の社会的環境を全ての人、特に障がい者に利用できるよう環境を整

^{*9} 用語解説 P29 参照

える責任は、国及び地方公共団体にあると明言しています。さらに、平成18（2006）年には障がい者の差別を禁じた、「障害者の権利に関する条約」が採択されました（平成20（2008）年、発効）。

国においては、こうした国際的な動向に影響を受けながら、昭和57（1982）年、「障害者対策に関する長期計画」を策定し、平成5（1993）年にこれを改め、新長期計画を策定しました。現在、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までを計画期間とする「第4次障害者基本計画」に基づき、地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障がい者の自己決定の尊重を目指した取組が行われています。

平成16（2004）年に改正された「障害者基本法」においては、基本理念に障害を理由とする差別の禁止を明示するとともに、都道府県・市町村における障害者計画の義務化などが規定されました。平成18（2006）年10月に、障がい者の地域生活や就労を進め、自立した地域生活ができる社会の実現を目指した「障害者自立支援法」が施行されました。

そして、身体・知的・精神の3障害の枠組みではとらえ切れなかった発達障がい者への支援を行うため、「発達障害者支援法」が平成17（2005）年に施行されました。

また、障がい者などの様々な物理的障壁の除去を進めるための法的整備については、平成18（2006）年、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を統合した、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が制定されました。

平成24（2012）年10月に「障害者虐待防止法」を施行、平成25（2013）年4月の改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行により難病等を追加、平成26（2014）年2月に「障害者の権利に関する条約」が国内で発効、平成27（2015）年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」を施行、平成28（2016）年4月には「障害者差別解消法^{*10}」が施行されました。平成30（2018）年4月には、児童福祉法の一部改正により、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定や医療的ケアを要する障がい児に対する支援など）が規定され、更なる障害者（児）福祉の推進のための環境整備が進められています。

県においては、従来の障害者施策の基本的考え方である「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション^{*11}」を踏まえ、障がいの有無や年齢にかかわらず、だれもが、同じ地域社会のなかで生活するものとして主体的に生き、社会の支えになる「ユニバーサル社会^{*12}」を構築するべく、平成17（2005）年4月に「ひょうごユニ

*10 用語解説 P27 参照

*11 用語解説 P29 参照

*12 障がいの有無、年齢等にかかわらず、国民一人ひとりが、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。

バーサル社会づくり総合指針」を策定するとともに、幅広い分野の障がい者施策について、平成27（2015）年3月に「ひょうご障害者福祉計画～自分で決める 自分の生き方 みんなでつなぐ 共生の社会～」に基づき、障がい者の生活基盤づくりをはじめ、教育・社会参加、しごと支援、くらし支援、安全安心のための諸施策を展開し、だれもが使いやすいものづくり、サービスの提供、情報発信を推進するとともに、一人ひとりの状況や能力に応じた多様な働き方の推進や障がい者雇用の拡大、障がい者を支える人材育成等を行っています。

学校教育においても、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの計画期間である「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」（平成31（2019）年3月）に基づき、自立と社会参加の促進に取り組むとともに、障がいのない子どもとの交流及び共同学習を通じて豊かな人間性と多様性を尊重する心を育み、相互理解を促進しています。

（本市の取組）

本市においては、平成24（2012）年度に「伊丹市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待防止連絡会を開催し、虐待防止の体制を整備しました。

また、平成30（2018）年4月には「伊丹市手話言語条例」を施行し、手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ろう者とうる者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指しています。

令和3（2021）年度から第4次を迎えた「伊丹市障害者計画」に基づき、市が今後進めていく障がい者施策の基本方向や目標を定め、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう施策を展開しています。

さらに、同計画の実施計画として、令和3（2021）年度に新たに策定した「伊丹市障害福祉計画（第6期）及び伊丹市障害児福祉計画（第2期）」では、自立支援給付に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などの実施にあたっての考え方と必要なサービス量の見込みを示すとともに、その確保のための方策を定め、支援の充実を図っています。

（5）同和問題

（国等の取組）

昭和40（1965）年の同和対策審議会答申では、同和問題とは、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と定義され、さらに、答申前文では「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と明示しました。そして、昭和44（1969）年には、「同和対策事業特別措置法」が施行され、以後、33年間にわたって特別措

置法により様々な施策が講じられてきました。

差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進については、平成8（1996）年、国の地域改善対策協議会の意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の対策の基本的な在り方について」において、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価をふまえ、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取り組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」としています。

国においては、平成28（2016）年に「部落差別解消推進法^{*13}」が施行され、現在もなお部落差別が存在するとした上で、部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現していくことを基本理念とし、地方公共団体は地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものと規定しています。

県においては、同和問題の解決に向けた取組を戦後早くから重要課題と位置付け、生活環境などの基盤整備を進めるとともに、昭和46（1971）年からは「差別を無くそう県民運動」を実施するなど、人権意識の高揚を図る教育・啓発に努めています。

（本市の取組）

本市においては、昭和48（1973）年及び昭和50（1975）年の伊丹市同和对策審議会答申を受けて以降、同和地区内の施設、道路、住宅などのハード面における環境整備や地区住民の自立を支援するためのソフト事業が急ピッチで進みました。それ以前にも、昭和26（1951）年に眼科診療所、昭和38（1963）年には共同浴場を開設し、昭和44（1969）年に中曽根団地、昭和46（1971）年には緑団地を建設し、一定の整備を図りました。昭和47（1972）年に市の組織に同和对策室を設置してからさらに事業が本格化し、昭和49（1974）年にはひかり保育園、共同会館・解放児童館（現・人権啓発センター）を開設し、昭和50（1975）年には堀池団地の入居が始まりました。市営中曽根・緑・堀池団地は、同和对策事業の一環として、住民の生活の安定と福祉の向上、経済力の培養等を図るために建設したものです。

この間、昭和45（1970）年には、市民組織である「伊丹市同和教育協議会（現・伊丹市人権・同和教育研究協議会）」が結成され、今日に至るまで市と連携した積極的な取組を推進してきました。昭和47（1972）年には「伊丹市同和教育基本方針」を策定した。昭和50（1975）年には、「同和問題の解決を本市の最重点施策とし、市民ぐるみで部落差別の解消に努める」ことを内容とする、「差別を許さない都市宣言」を制定しました。

こうした様々な取組の結果、同和地区における物的な基盤整備は着実な成果を上

*13 用語解説 P29 参照

げ、ハード面における格差は大きく改善されるとともに、差別意識解消に向けた教育・啓発活動も推進してきました。

平成14（2002）年3月末には、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効し、一般対策へ移行しました。

平成16（2004）年の伊丹市同和対策審議会の意見具申では、差別意識の解消と人権意識の高揚、それに向けた体制づくりが最重要課題であると提言し、「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画においても、差別意識の払拭や交流機会の拡充など教育・啓発活動を進めてきました。

これまでも、人権意識の向上を図るため、市民・職員向けの研修会の実施や、「人権フェスティバル」、「差別を許さない都市宣言制定記念集会」、「伊丹市人権・同和教育研究協議会」などで、様々な人権に関する講演会やパネル展を実施しています。

また、伊丹市立人権啓発センターにおいて、人権学習や生活、文化、教育の向上を図るための講座などを開催し、家庭・地域・学校・行政の四者が参加して学習交流する「ふらっと人権学習会」や、生活・人権に関わる相談に応じて関係機関への紹介等を行う生活福祉等相談を実施するなど、創意工夫を図りながら運営を展開しています。

その他、住民票の写し等の不正取得防止に係る「本人通知制度」の実施や、インターネット上の差別的な書き込みをモニタリングし、削除要請する「インターネットモニタリング事業^{*14}」の実施、また、人権に関する事例等を分析・検討する「差別事象分析会」を実施し、人権教育・啓発施策を展開しています。

（6）外国人の人権

（国等の取組）

国連においては、昭和23（1948）年の世界人権宣言の採択以降、難民の地位に関する条約、「人種差別撤廃条約」、国際人権規約などが採択され、国際的な人権基準が形成されてきました。

国においては、内外国人平等処遇を原則とする国際人権規約や難民の地位に関する条約の批准に伴い、国民年金法・児童手当法などの国籍条項が廃止されました。

平成18（2006）年、地域における多文化共生の取組についての考え方を示した「地域における多文化共生推進プラン」や、外国人と日本人が同様の公共サービスを享受するための総合的対応策をとりまとめた「生活者としての外国人に関する総合的対応策」が策定されました。

平成28（2016）年6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の促進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）^{*15}」が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消するための基本理念などが定められました。

*14 用語解説 P26 参照

*15 用語解説 P29 参照

平成30（2018）年12月には、労働関係の新たな在留資格を設けた改正入管法の施行を前に、5年間で約35万人の外国人の受入れを見込み、日本で生活する外国人の増加への対応として、共生のための取組をまとめた「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定されました。

令和元（2019）年6月には、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現を目的とする「日本語教育の推進に関する法律」が制定され、日本語教育の推進に関する施策の実施が責務として明記され、同法に基づく日本語教育推進のための国の基本方針が令和2（2020）年6月に閣議決定されました。

令和2（2020）年9月には、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展といった社会経済情勢の変化を踏まえ、「地域における多文化共生推進プラン」（平成18（2006）年3月）が改訂されました。

県においては、平成6（1994）年、「地域国際化推進基本指針」を策定し、外国人の人権の尊重を基本にすえた諸施策を実施するとともに、平成12（2000）年、外国人児童生徒にかかわる教育指針を策定し、外国人児童・生徒の人権を尊重した教育の徹底を図ってきました。

また、平成27（2015）年には、外国人県民を含む全ての県民が相互に理解し、共に支え合うことにより、各人が自己を活かすとともに、地域への参画と協働を担うことのできる多文化共生社会を実現するため、「ひょうご多文化共生社会推進指針」が策定されました。

令和3（2021）年3月には、外国人県民の増加や多国籍化、国における法制度や多文化共生推進プランの変化に加え、県内産業における外国人材の重要性、新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式（ひょうごスタイル）への対応など、新たな課題への対応を盛り込む形で、多文化共生社会推進のよりどころとなるよう、内容の充実を図るため、「ひょうご多文化共生社会推進指針」が改訂されました。

（本市の取組）

1945年の終戦を迎えるまで、日本の朝鮮統治下において、多くの朝鮮人が日本国内の労働に従事するなどして、終戦後も多数の人々がそのまま日本に留まることになった歴史的経緯の中で、本市においても、大阪第二飛行場（現・大阪国際空港）の建設工事に多くの朝鮮人労働者が従事していたことなどから、現在も、韓国・朝鮮籍の人が本市の外国人人口の半数以上を占めています。

これまで、平成6（1994）年に「伊丹市在日外国人教育基本方針」、平成8（1996）年に「伊丹市内なる国際化推進基本指針」を策定するなど、早くから、韓国・朝鮮籍の人をはじめとした外国人の民族的偏見や差別意識の解消に向け、人権尊重や共生社会の実現に向けた施策を推進してきました。

近年、国において外国人材の受入れを拡大・強化する施策が展開され、グローバル化の進展と併せて、外国人が増加していました。新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に外国人は減少していますが、今後、新型コロナウイルス感染症が終息すれば、外国人の増加と多国籍化が更に進むものと予測されます。

このような状況を踏まえ、本市では、国籍や民族の異なる市民が、互いの人権を尊重し合い、同じ地域社会の一員として共に生き、安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指し、「伊丹市内なる国際化推進基本指針」の人権尊重の理念も引き継いだ、「伊丹市多文化共生推進指針」（令和２（２０２０）年）を策定しました。

現在、同指針に基づき、多文化共生の意識啓発や定期的な交流の機会づくり、「やさしい日本語」の普及啓発、日本語教室の充実等、多文化共生事業を推進しています。また、外国人の相談対応や分かりやすい情報提供等について、関係部局と連携しながら、必要な支援に全庁的に取り組んでいます。

（７）インターネットによる人権侵害

（国等の取組）

国においては、平成１５（２００３）年、国は個人情報の保護に関する法律を制定し、事業者は個人情報についての利用目的の特定、適正な取得、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられました。平成１４（２００２）年、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ^{*16}責任制限法）」が施行され、特定個人の権利が侵害されたことが明白な場合には、プロバイダに対し発信者情報の開示請求ができるようになりました。また、平成２２（２０１０）年、最高裁判所は、個人が行うインターネット上の自由な表現行為であったとしても、他の表現手段を利用した場合と同様の基準で名誉棄損罪が成立するとの判断を示しました。

平成２５（２０１３）年９月に施行された「いじめ防止対策推進法」においては、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進について定められており、平成２６（２０１４）年１１月には、いわゆるリベンジポルノ等の被害の発生や拡大防止を図るため、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」を施行しています。

令和３（２０２１）年４月には、より円滑な被害者の救済を図ることを目的として、発信者情報の開示に必要な手続について、新たな裁判手続を創設することなどを内容とした改正プロバイダ責任制限法が施行となり、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者を救済する仕組みづくりを構築しています。

県においては、平成２１（２００９）年の「青少年愛護条例」の改正により、１８歳未満の青少年の携帯電話契約時にフィルタリングを義務付け（保護者からの申し出がある場合を除く）ているほか、学校教育においても、ネット上の誹謗中傷・いじめ、不適切な投稿など、ネットトラブル等を防止するため、関係機関と連携して情報モラルの指導を徹底するとともに、スマートフォンやＳＮＳ等を利用する際の学校や家庭でのルールづくりなど、情報社会を生きる上での子どもの自主的・主体的な取

^{*16} インターネットへの接続サービスを提供する業者のこと。

組を推進しています。

また、悪質な人権侵犯事案に対しては、法務局と連携してプロバイダ等にその情報の削除を求めるなど、適切な対応に努めています。

さらに平成30（2018）年7月、悪質な書込みをモニタリングする「インターネットモニタリング事業」を実施し、監視による抑止効果を図っています。

（本市の取組）

本市においては、情報化社会の進展に対し、個人の権利や利益の侵害を未然に防止するため、平成17（2005）年、個人情報の取扱いのルールを定めるとともに、「伊丹市個人情報保護条例」を施行し、市が保有する個人情報の取扱いの適正化に努めてきました。

児童生徒の被害防止のため、「伊丹市ネットいじめ対応マニュアル」を活用した取組の実施や、平成23年度から実施している「インターネットモニタリング事業」として、職員研修にてインターネットの現状や削除対応などの職員の知識向上を図ったほか、インターネット掲示板のモニタリング活動を実施し、法務局と連携し、差別書込みの削除に努めています。

また、関係機関と情報共有しながら、児童生徒を対象としたスマートフォンや携帯電話の安全利用に関する教室、インターネット等の危険性などに関する教員を対象とした研修会の開催など、ネット上の人権侵害やトラブルから子どもを守るための取組を行っています。

（8）性的指向・性自認に関する人権侵害

（国等の取組）

国連は、平成20（2008）年、性的指向や性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける声明を出し、平成23（2011）年には、人権の普遍性を確認し、性的指向や性自認を理由とした暴力行為や差別に重大な懸念を示す決議を国連人権理事会で採択しました。

また、世界保健機関（WHO）は令和元（2019）年、国際疾病分類を改訂し、「性同一性障害」を精神疾患の分類から除外しました。

国においては、平成16（2004）年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所での審判により、戸籍上の性の変更が可能となり、平成20（2008）年にはその条件を緩和する法改正が行われました。

また、平成28（2016）年には、職場での性的マイノリティ^{*17}への差別的な言動がセクシュアル・ハラスメント^{*18}に当たることについて、男女雇用機会均等法に基づく事業者向けの「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して

*17 用語解説 P27 参照

*18 用語解説 P28 参照

雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に明記されました。

学校においても、平成27（2015）年の国の通知により、性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援や、児童生徒に対する性的指向や性自認に関する相談体制などの充実が求められています。

県においては、啓発リーフレットの作成・配布のほか、県内のパートナーシップ宣誓制度導入市町においてパートナーシップ宣誓証明を受けたLGBT等のパートナー同士については、婚姻関係にある者とみなし、当該制度を導入している市町内にある県営住宅への入居申込みを受け付けています。

（本市の取組）

本市においては、平成16（2004）年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行を契機に、性的マイノリティの方への配慮として、性別欄の見直しを行い、令和2（2020）年に再度見直しを行いました。

また、当事者やその関係者からの専用相談窓口として、平成29（2017）年に「セクシュアルマイノリティ相談窓口」を開設、令和2（2020）年5月には、「伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度」を導入し、令和3（2021）年4月6日には、阪神7市1町間で、性の多様性の更なる理解の広がりなどを目的とした「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」を締結し、広域だからこそできる取組を進めています。

また、性的マイノリティに対する偏見・差別の解消のため、性の多様性の更なる理解が広がるよう、啓発リーフレットの作成・配布、市民等の理解を深めることを目的とした人権啓発研修会の開催など様々な場での教育・啓発に努めています。

（9）感染症に関する人権侵害

（国等の取組）

国においては、平成元（1989）年2月に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ^{*19}予防法）」を施行したが、平成10（1998）年4月には、感染症患者等の人権に配慮した施策を推進することを基本理念とした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」が制定され、これに伴い「エイズ予防法」は廃止されました。

ハンセン病^{*20}については、患者に対して古くから施設入所を強制する隔離政策が行われてきました。平成8（1996）年、「らい予防法」が廃止され、強制隔離政策は終結しましたが、患者や元患者は長期の隔離により家族・親族との関係を絶たれ、また自身の高齢化により施設に残らざるを得ないなど、社会復帰がまだ困難な状況にあります。

平成10（1998）年に制定された「感染予防法」では、その前文において「過

*19 用語解説 P26 参照

*20 用語解説 P29 参照

去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後活かすことが必要である」と述べ、患者の人権の尊重が盛り込まれました。

平成21（2009）年4月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題解決促進法）」が施行され、ハンセン病患者・回復者やその家族の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進が図られています。

また、令和元（2019）年6月のハンセン病家族訴訟に係る熊本地方裁判所判決において、家族の被害について国の責任を認めたことを受け、同年11月に施行された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」により、元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給、名誉の回復や福祉の増進が図られています。

一方、未知のウイルスによる新興感染症や、再興感染症については、21世紀に入ってから発生しています。令和2（2020）年に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症に関して、感染者や、その家族などの濃厚接触者等、治療・対策に関わった方々、県外から来訪した方等（以下「新型コロナウイルス感染者等」という。）に対して、り患していること、り患しているおそれがあること等を理由として、差別等様々な人権侵害事案が発生しました。このため、令和3（2021）年、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正により、差別的取扱い等の防止について地方公共団体の責務が規定されたところです。

県においては、世界エイズデー、ハンセン病を正しく理解する週間などを中心として、正しい知識の普及啓発を進めるとともに、学校教育においても、発達段階に応じて正しい知識を身につけることにより、感染者等に対する差別・偏見の解消に努めています。

また、令和2（2020）年から世界中で広まった新型コロナウイルス感染症に関して、県民に対し正しい知識や情報を提供するとともに、感染者・回復者やその家族、医療従事者や介護従事者等に対する偏見・差別等の防止に向けた周知や啓発を実施しています。

（本市の取組）

本市においては、新型コロナウイルス感染症に関して、市民に対し正しい知識や情報を提供するとともに、感染者・回復者やその家族、医療従事者や介護従事者等に対する偏見・差別等の防止に向けた周知や啓発を実施しています。H I V感染症*21・エイズ、ハンセン病についても、関係機関と連携しながら、感染症や感染症への対応に関する正しい情報の周知や、正しい理解のための啓発をしています。

特に、H I Vについては正しい理解を広げるために、リーフレットを布置するとともに、啓発ポスターを掲示するなど、啓発をしています。

その他にも、学校教育において、性教育や保健指導の実施など、子どもたちに正

*21 用語解説 P26 参照

しい知識・情報を伝え、エイズをはじめとする感染症の予防と、患者・感染者に対する偏見や差別をなくすよう指導するとともに、エイズ予防啓発月間等で正しい知識の普及啓発を図っています。

2 市民意識の現状（令和2（2020）年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果から）

基本方針の見直しに当たっての基礎資料とするため、人権に関する市民意識調査を実施しました。調査は令和2（2020）年10月13日～11月12日、無作為に抽出した市内在住の15歳以上の市民3,000人を対象に、郵送によるアンケート形式で実施したもので、有効回収数は1,384件で、回収率は46.1%でした。

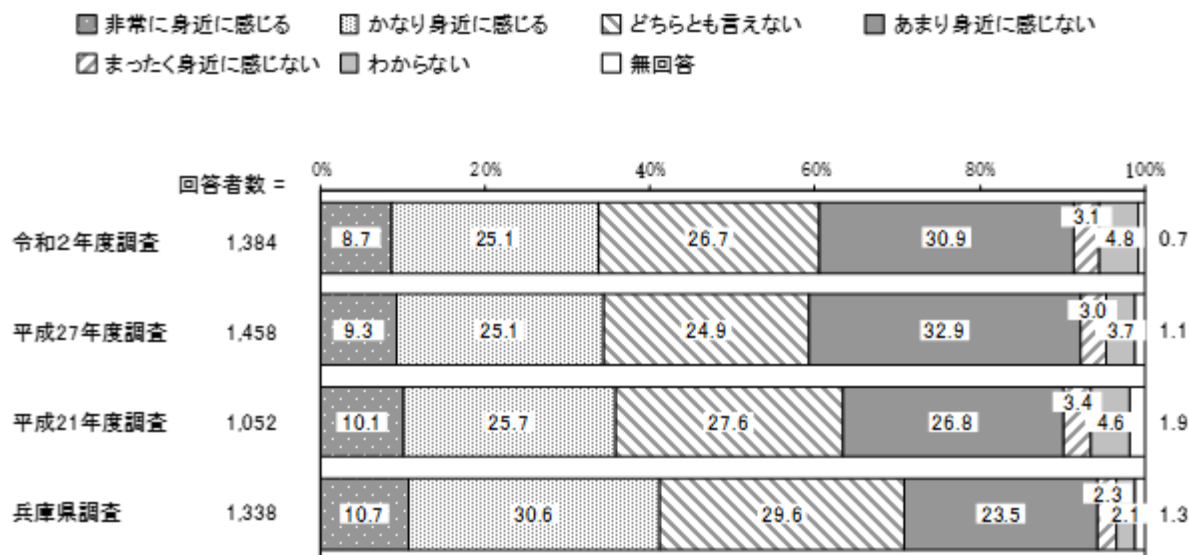
なお、詳しい調査結果及び分析結果については、『令和2（2020）年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書』にまとめられています。以下は抜粋したものです。

あなたは、「人権」を、どのくらい身近な問題として感じていますか。
（〇は1つ）

「非常に身近に感じる」と「かなり身近に感じる」を合わせた“身近に感じる”の割合が33.8%、「あまり身近に感じない」と「まったく身近に感じない」を合わせた“身近に感じない”の割合が34.0%となっています。

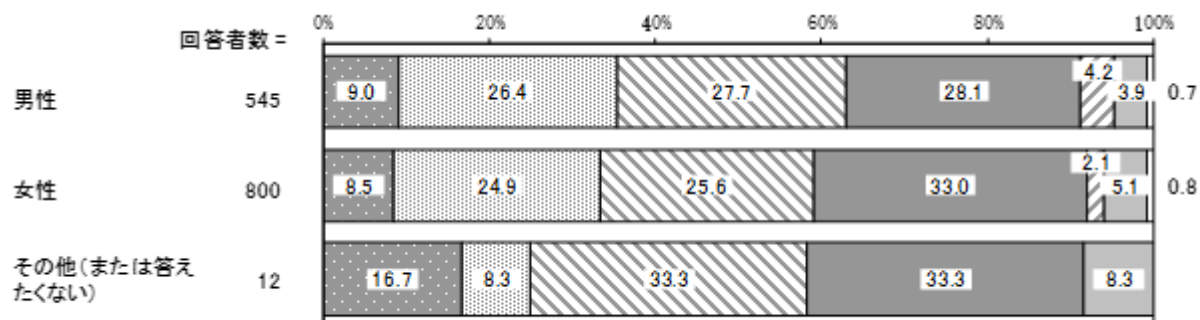
平成27年度調査、平成21年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

兵庫県調査と比較すると、「あまり身近に感じない」の割合が7.4ポイント高く、「かなり身近に感じる」の割合が5.5ポイント低くなっています。



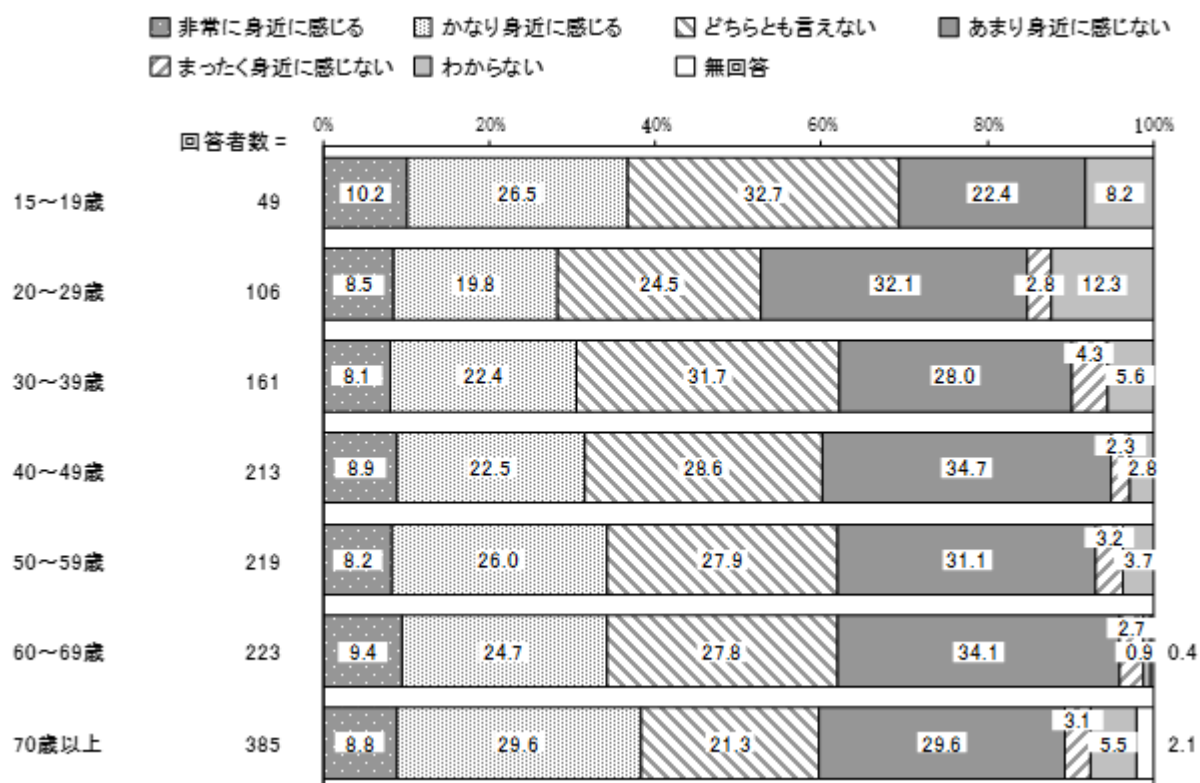
【性別】

性別でみると、男女で大きな差異はみられません。



【年齢別】

年齢別でみると、他に比べ、20歳以上で年齢が高くなるにつれ“身近に感じる”の割合が高くなる傾向がみられます。

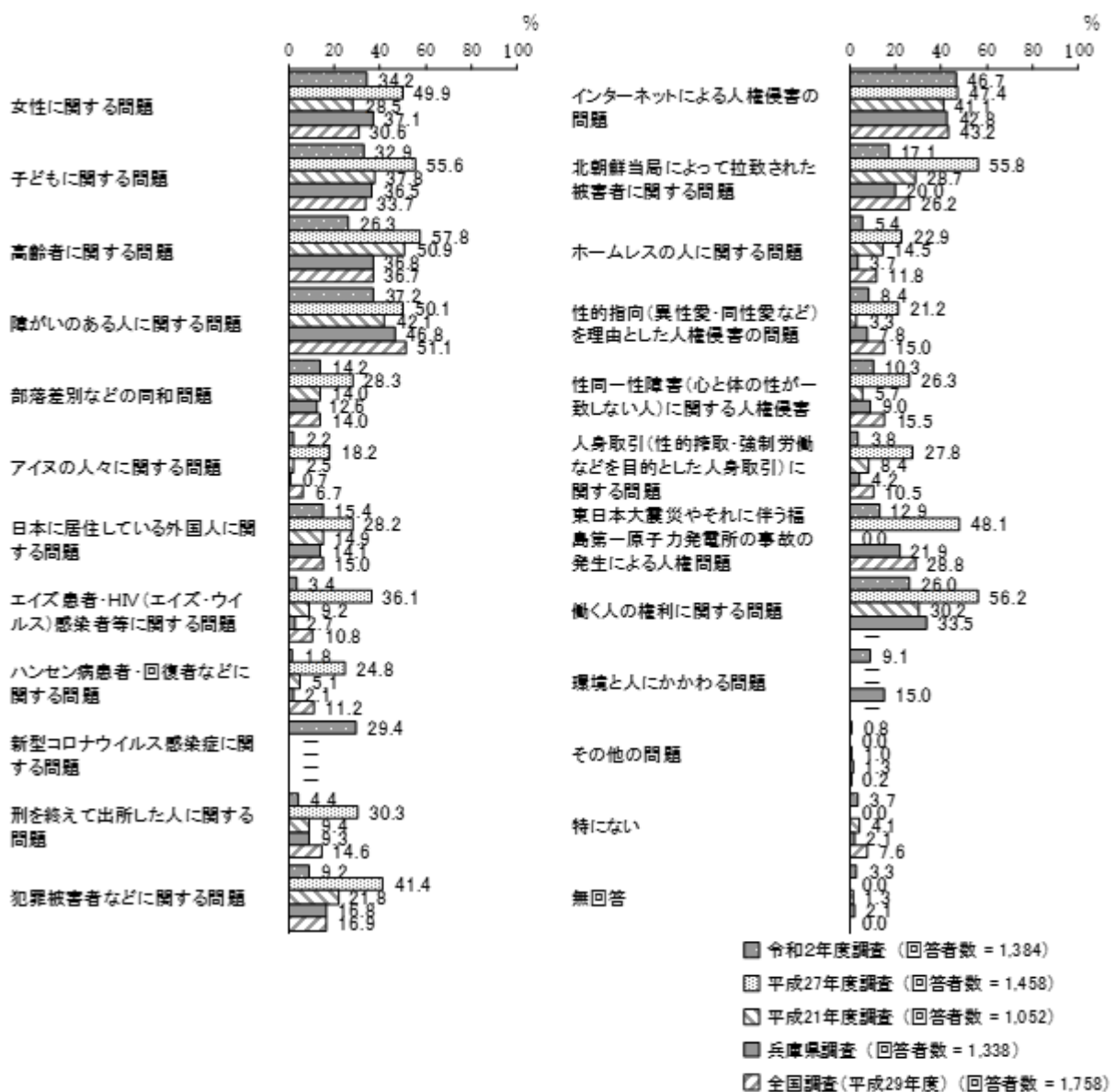


日本の社会には、人権にかかわるさまざまな問題がありますが、あなたが特に
 心をお持ちのものはどのようなことですか。（〇は5つまで）

「インターネットによる人権侵害の問題」の割合が46.7%と最も高く、次いで「障がいのある人に関する問題」の割合が37.2%、「女性に関する問題」の割合が34.2%となっています。

兵庫県調査と比較すると、「高齢者に関する問題」「障がいのある人に関する問題」「犯罪被害者などに関する問題」「東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生による人権問題」「働く人の権利に関する問題」の割合が低くなっています。

全国調査では、「障がいのある人に関する問題」の割合が51.1%と最も高く、次いで「インターネットによる人権侵害の問題」の割合が43.2%、「高齢者に関する問題」の割合が36.7%となっています。

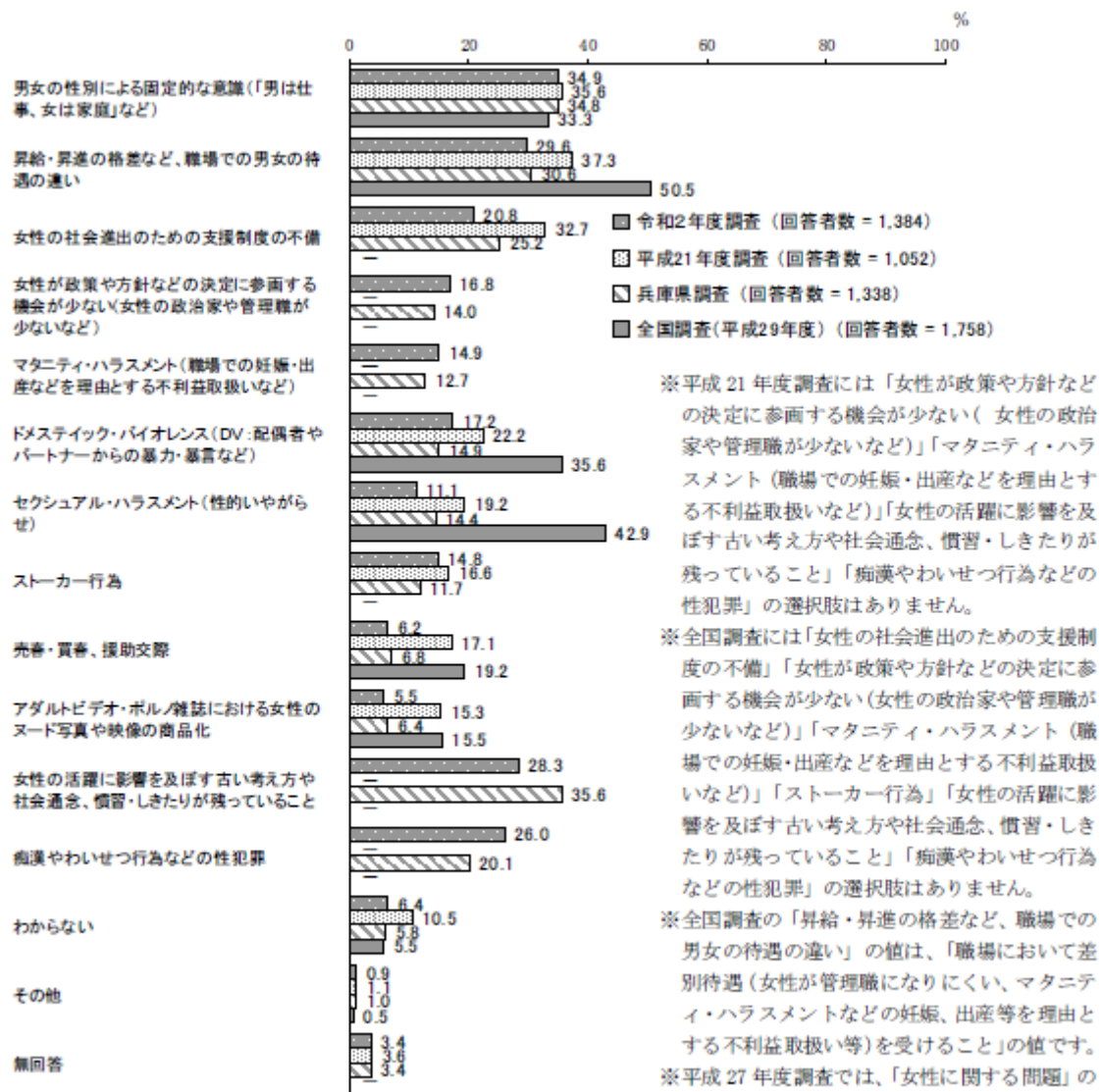


女性に関する人権について、あなたが、現在、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

「男女の性別による固定的な意識(「男は仕事、女は家庭」など)」の割合が34.9%と最も高く、次いで「昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い」の割合が29.6%、「女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っていること」の割合が28.3%となっています。

兵庫県調査と比較すると、「痴漢やわいせつ行為などの性犯罪」の割合が高く、「女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っていること」の割合が低くなっています。

全国調査では、「昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い」の割合が50.5%と最も高く、次いで「セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」の割合が42.9%、「ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者やパートナーからの暴力・暴言など)」の割合が35.6%となっています。

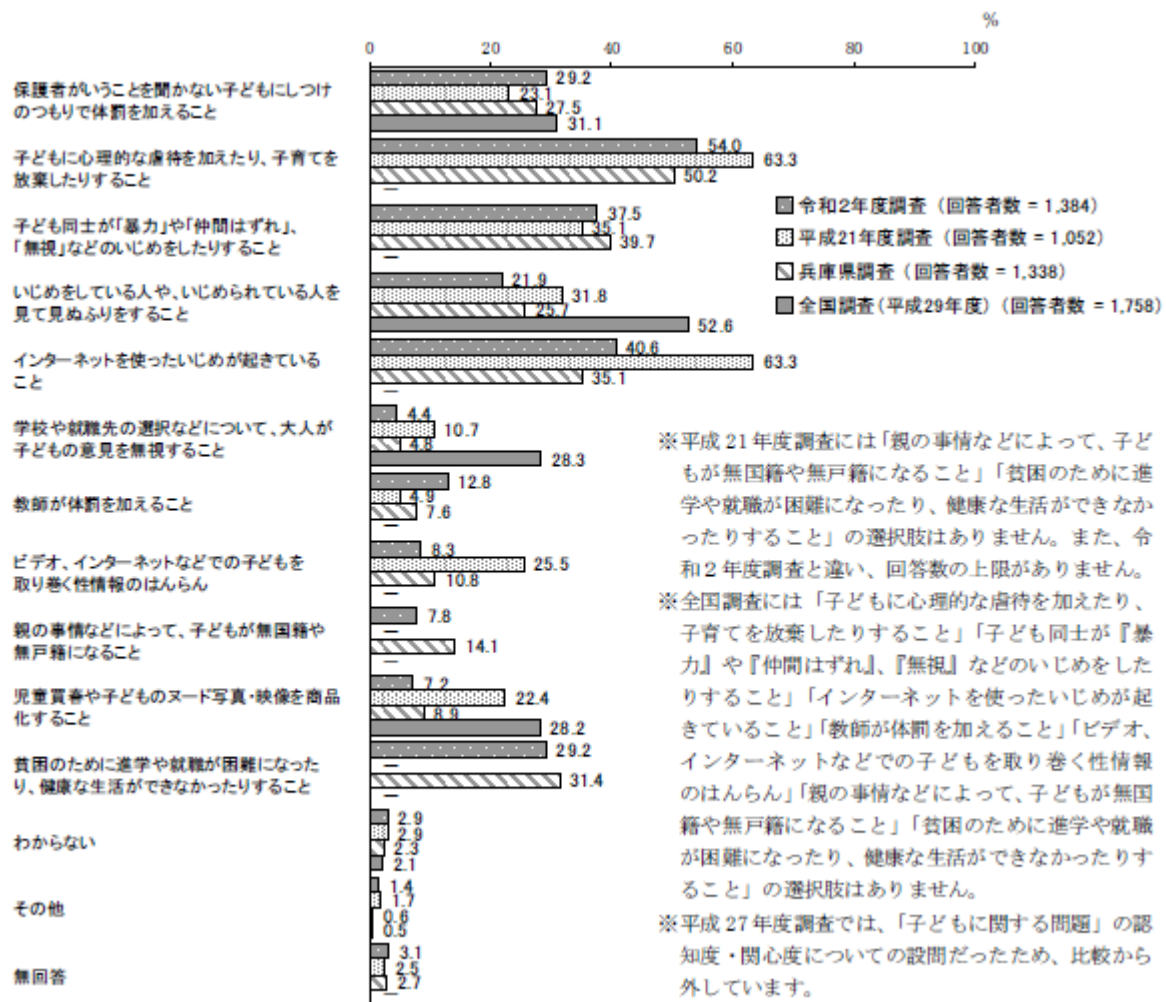


子どもに関する人権について、あなたが、現在、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりすること」の割合が 54.0%と最も高く、次いで「インターネットを使ったいじめが起きていること」の割合が 40.6%、「子ども同士が『暴力』や『仲間はずれ』、『無視』などのいじめをしたりすること」の割合が 37.5%となっています。

兵庫県調査と比較すると、「インターネットを使ったいじめが起きていること」「教師が体罰を加えること」の割合が高く、「親の事情などによって、子どもが無国籍や無戸籍になること」の割合が低くなっています。

全国調査では、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事」の割合が 52.6%と最も高く、次いで「保護者がいうことを聞かない子どもにしつけのつもりで体罰を加えること」の割合が 31.1%、「学校や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を無視すること」の割合が 28.3%となっています。

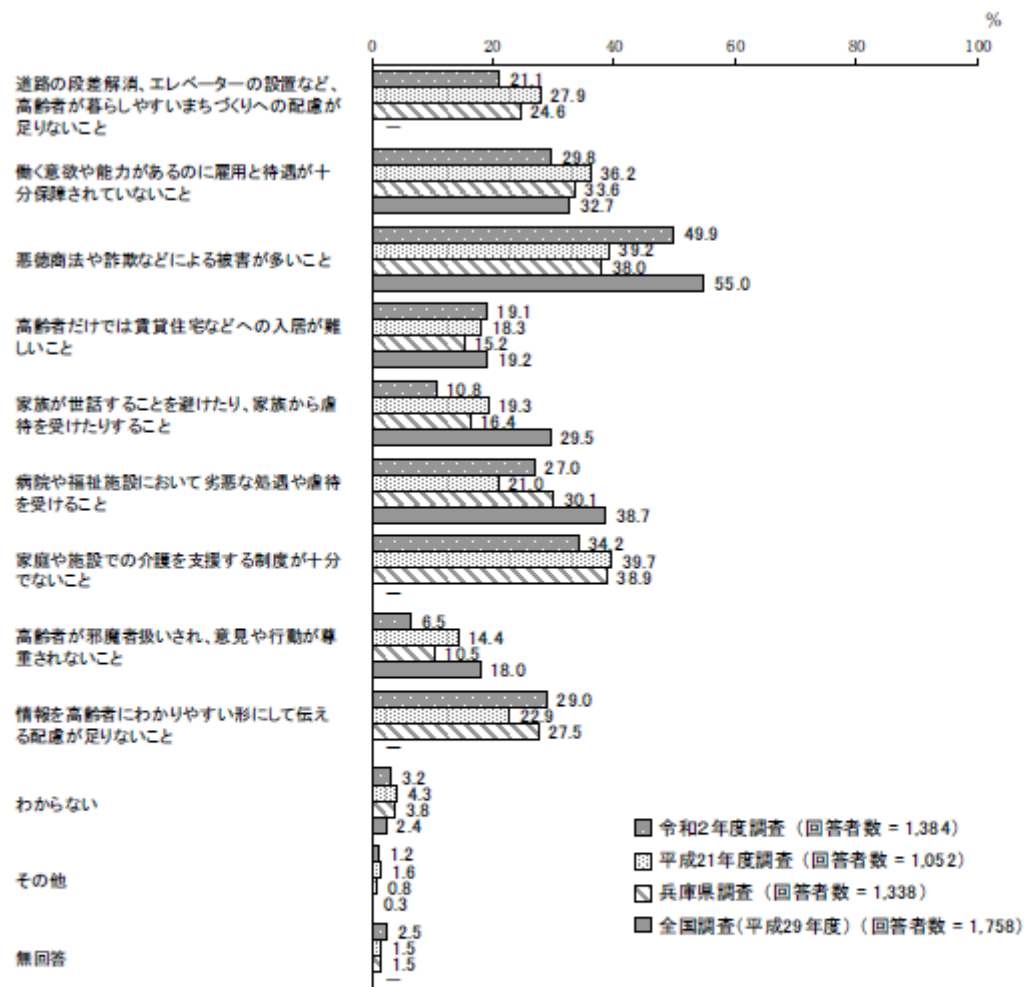


高齢者に関する人権について、あなたが、現在、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」の割合が49.9%と最も高く、次いで「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」の割合が34.2%、「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていないこと」の割合が29.8%となっています。

兵庫県調査と比較すると、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」の割合が高く、「家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けたりすること」の割合が低くなっています。

全国調査では、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」の割合が55.0%と最も高く、次いで「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」の割合が38.7%、「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていないこと」の割合が32.7%となっています。



※平成21年度調査は、令和2年度調査と違い、回答数の上限がありません。

※全国調査には「道路の段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりへの配慮が足りないこと」

「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」「情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りないこと」の選択肢はありません。

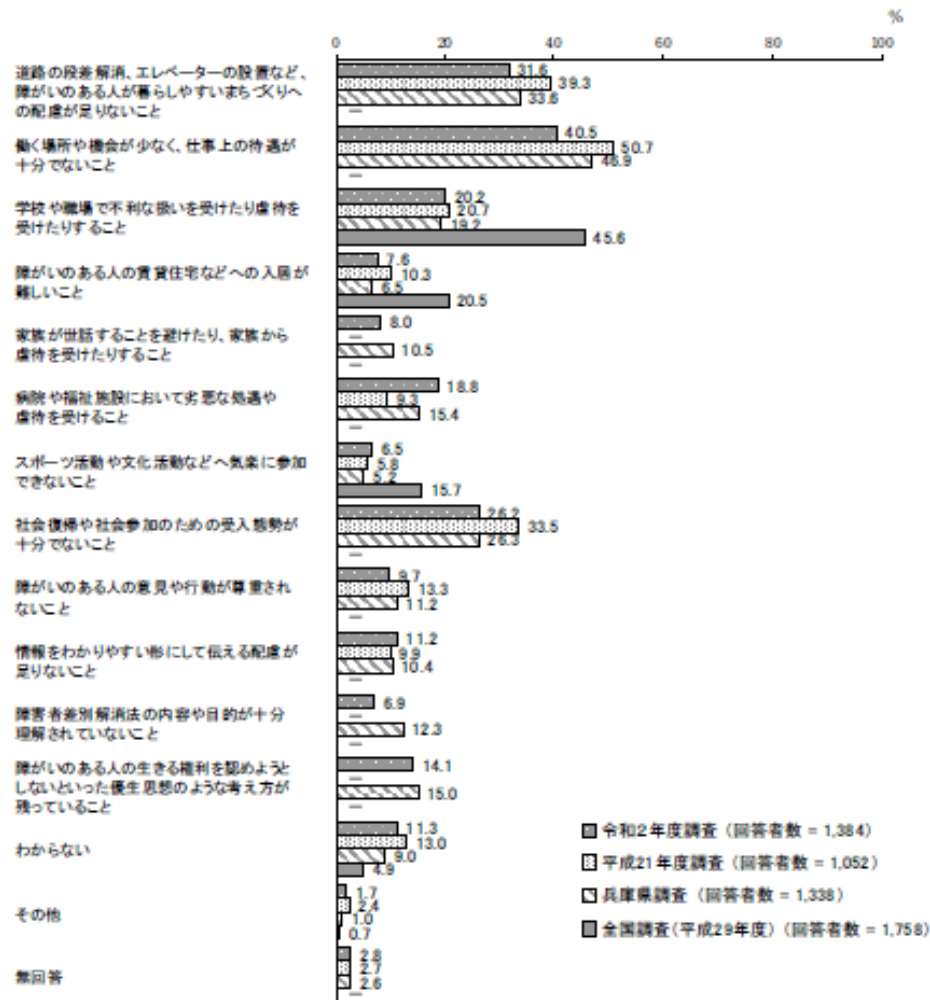
※平成27年度調査では、「高齢者に関する問題」の認知度・関心度についての設問だったため、比較から外しています。

障がいのある人に関する人権について、あなたが、現在、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でないこと」の割合が40.5%と最も高く、次いで「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりへの配慮が足りないこと」の割合が31.6%、「社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でないこと」の割合が26.2%となっています。

兵庫県調査と比較すると、「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でないこと」「障害者差別解消法の内容や目的が十分理解されていないこと」の割合が低くなっています。

全国調査では、「学校や職場で不利な扱いを受けたり虐待を受けたりすること」の割合が45.6%と最も高く、次いで「障がいのある人の賃貸住宅などへの入居が難しいこと」の割合が20.5%、「スポーツ活動や文化活動などへ気楽に参加できないこと」の割合が15.7%となっています。



※平成21年度調査には、「家族が世話を避けたり、家族から虐待を受けたりすること」「障害者差別解消法の内容や目的が十分理解されていないこと」「障がいのある人の生きる権利を認めようとしないといった優生思想のような考え方が残っていること」の選択肢はありません。また、令和2年度調査と違い、回答数の上限がありません。

※全国調査には「学校や職場で不利な扱いを受けたり虐待を受けたりすること」「スポーツ活動や文化活動などへ気楽に参加できないこと」以外の選択肢はありません。

※平成27年度調査では、「障がいのある人に関する問題」の認知度・関心度についての設問だったため、比較から外しています。

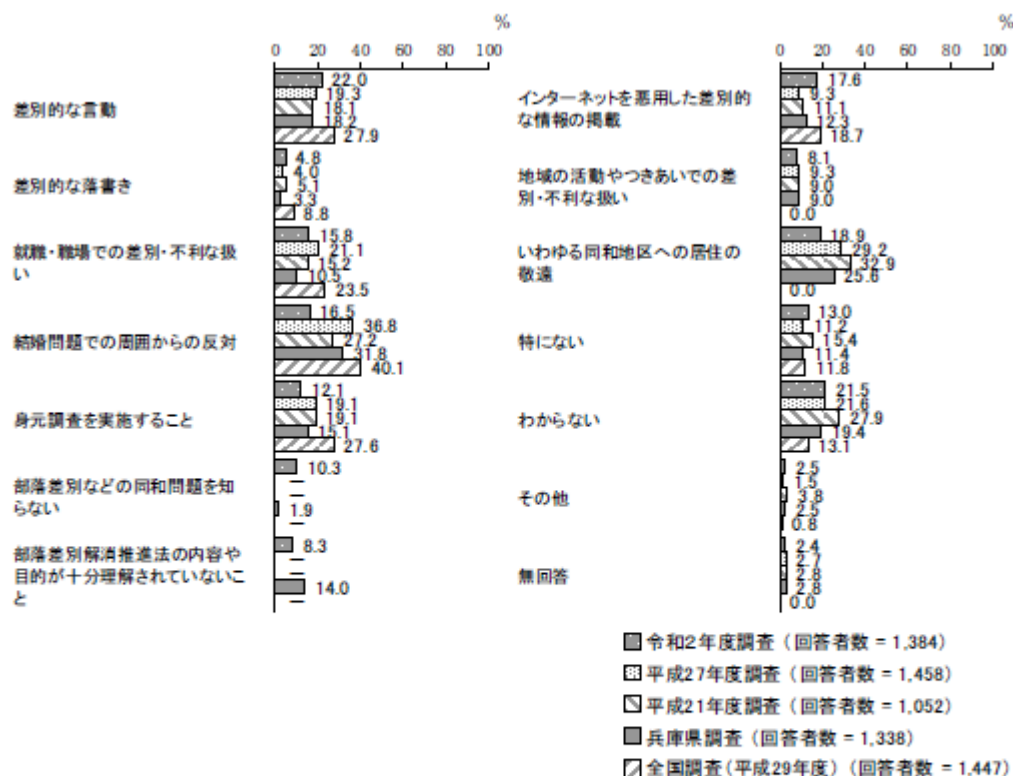
同和問題について、あなたが、現在、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

「差別的な言動」の割合が 22.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 21.5%、「いわゆる同和地区への居住の敬遠」の割合が 18.9%となっています。

平成 27 年度調査と比較すると、「インターネットを悪用した差別的な情報の掲載」の割合が増加しています。一方、「就職・職場での差別・不利な扱い」「結婚問題での周囲からの反対」「身元調査を実施すること」「いわゆる同和地区への居住の敬遠」の割合が減少しています。

兵庫県調査と比較すると、「就職・職場での差別・不利な扱い」「部落差別などの同和問題を知らない」「インターネットを悪用した差別的な情報の掲載」の割合が高くなっています。一方、「結婚問題での周囲からの反対」「部落差別解消推進法の内容や目的が十分理解されていないこと」「いわゆる同和地区への居住の敬遠」の割合が低くなっています。

全国調査では、「結婚問題での周囲からの反対」の割合が 40.1%と最も高く、次いで「差別的な言動」の割合が 27.9%、「身元調査を実施すること」の割合が 27.6%となっています。



※平成 21 年度調査は、令和 2 年度調査と違い、回答数の上限がありません。

※平成 21 年度調査、平成 27 年度調査に「部落差別などの同和問題を知らない」「部落差別解消推進法の内容や目的が十分理解されていないこと」の選択肢はありません。

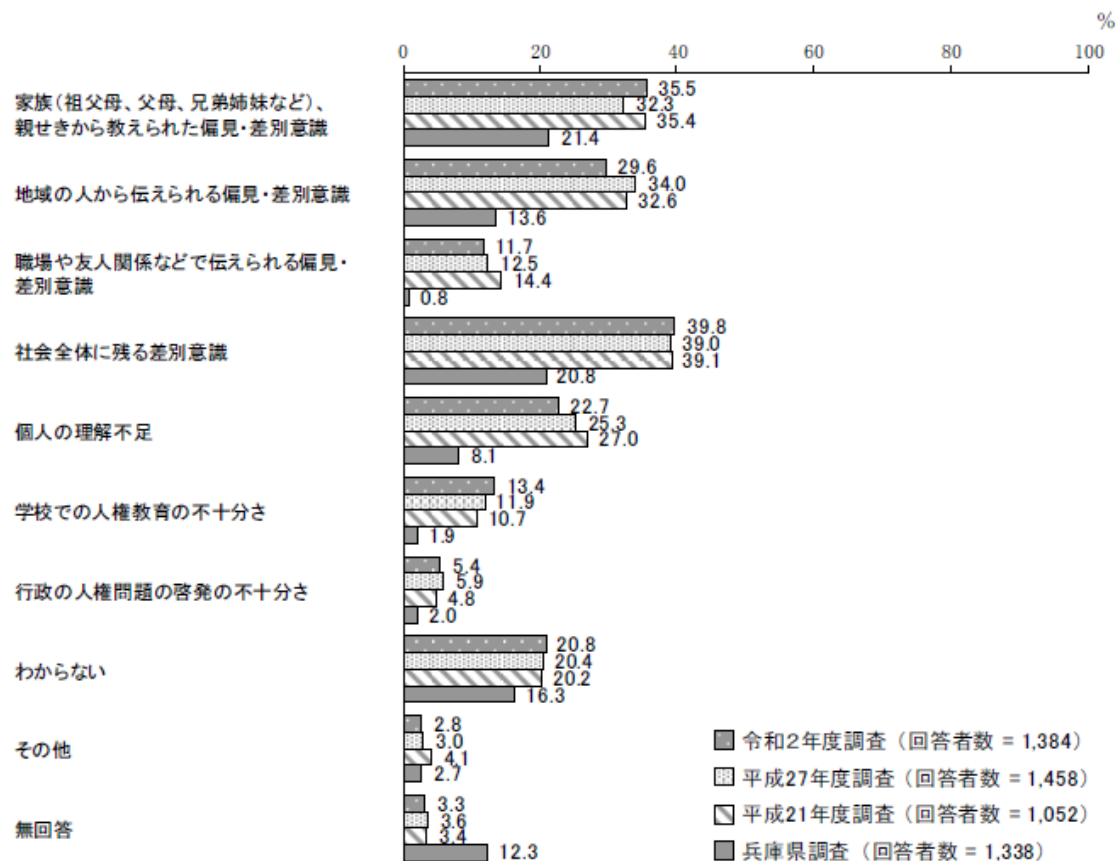
※全国調査に「部落差別などの同和問題を知らない」「部落差別解消推進法の内容や目的が十分理解されていないこと」「地域の活動やつきあいで差別・不利な扱い」「いわゆる同和地区への居住の敬遠」の選択肢はありません。

同和問題が生じる原因や背景として、特に思い当たるのはどれですか。(〇は3つまで)

「社会全体に残る差別意識」の割合が39.8%と最も高く、次いで「家族（祖父母、父母、兄弟姉妹など）、親せきから教えられた偏見・差別意識」の割合が35.5%、「地域の人から伝えられる偏見・差別意識」の割合が35.4%となっています。

平成27年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

兵庫県調査との比較は、兵庫県と回答上限数が異なるため参考とします。

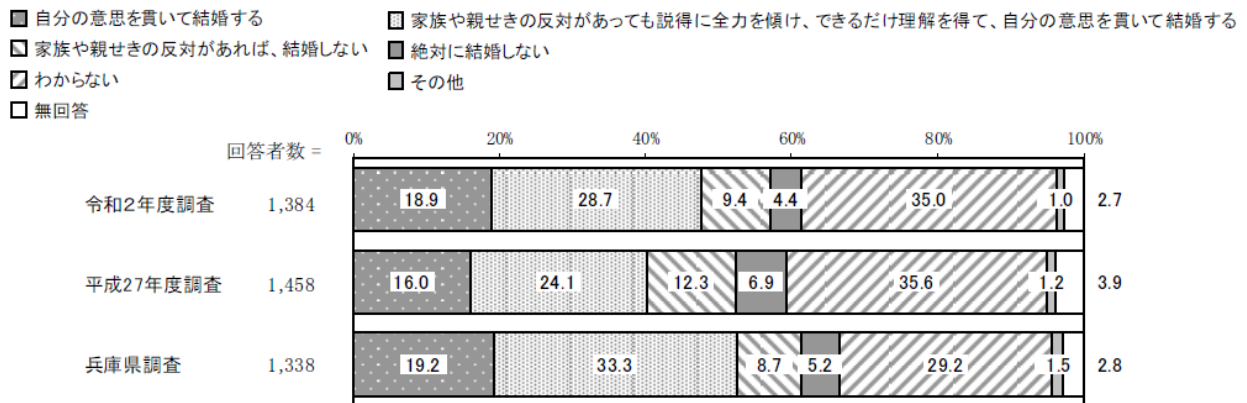


※兵庫県調査は、単数回答となっています。

たとえば、あなたが結婚しようとする相手が、いわゆる同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうされますか。(〇は1つ)

「わからない」を除き、「家族や親せきの反対があっても説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意思を貫いて結婚する」の割合が 28.7%と最も高く、次いで「自分の意思を貫いて結婚する」の割合が 18.9%となっています。

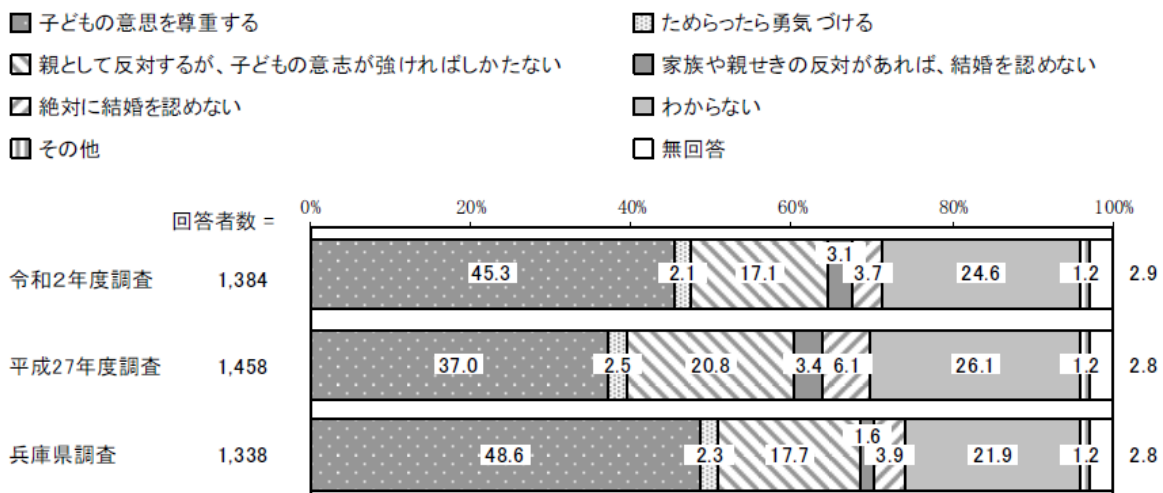
平成 27 年度調査と比較すると、「自分の意志を貫いて結婚する」と「家族や親せきの反対があっても説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意思を貫いて結婚する」を合わせた“自分の意思を貫いて結婚する”の割合が 7.5 ポイント高くなっています。兵庫県調査と比較すると、大きな差異はみられません。



たとえば、あなたお子さんの結婚しようとする相手が、いわゆる同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうされますか。(〇は1つ)

「わからない」を除き、「子どもの意思を尊重する」の割合が 45.3%と最も高く、次いで「親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたない」の割合が 17.1%となっています。

平成 27 年度調査と比較すると、「子どもの意思を尊重する」の割合が 8.3 ポイント高くなっています。兵庫県調査と比較すると、大きな差異はみられません。



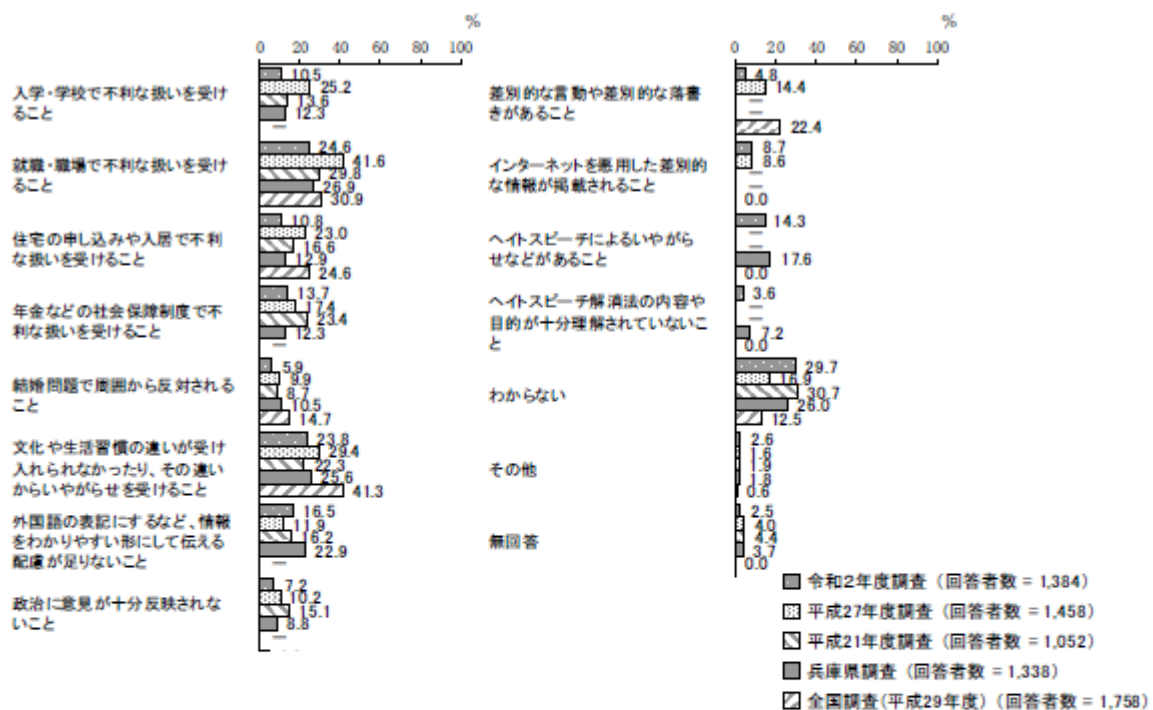
日本に居住している外国人に関する人権について、あなたが、現在、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

「わからない」の割合が 29.7%と最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」の割合が 24.6%、「文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」の割合が 23.8%となっています。

平成 27 年度調査と比較すると、「入学・学校で不利な扱いを受けること」「就職・職場で不利な扱いを受けること」「住宅の申し込みや入居で不利な扱いを受けること」「文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」「差別的な言動や差別的な落書きがあること」の割合が減少しています。

兵庫県調査と比較すると、「外国語の表記にするなど、情報をわかりやすい形にして伝える配慮が足りないこと」の割合が低くなっています。

全国調査では、「文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」の割合が 41.3%と最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」の割合が 30.9%、「住宅の申し込みや入居で不利な扱いを受けること」の割合が 24.6%となっています。



※平成 27 年度調査に「ヘイトスピーチによるいやがらせなどがあること」「ヘイトスピーチ解消法の内容や目的が十分理解されていないこと」の選択肢はありません。

※平成 21 年度調査に「差別的な言動や差別的な落書きがあること」「インターネットを悪用した差別的な情報が掲載されること」「ヘイトスピーチによるいやがらせなどがあること」「ヘイトスピーチ解消法の内容や目的が十分理解されていないこと」の選択肢はありません。

※兵庫県調査に「差別的な言動や差別的な落書きがあること」「インターネットを悪用した差別的な情報が掲載されること」の選択肢はありません。

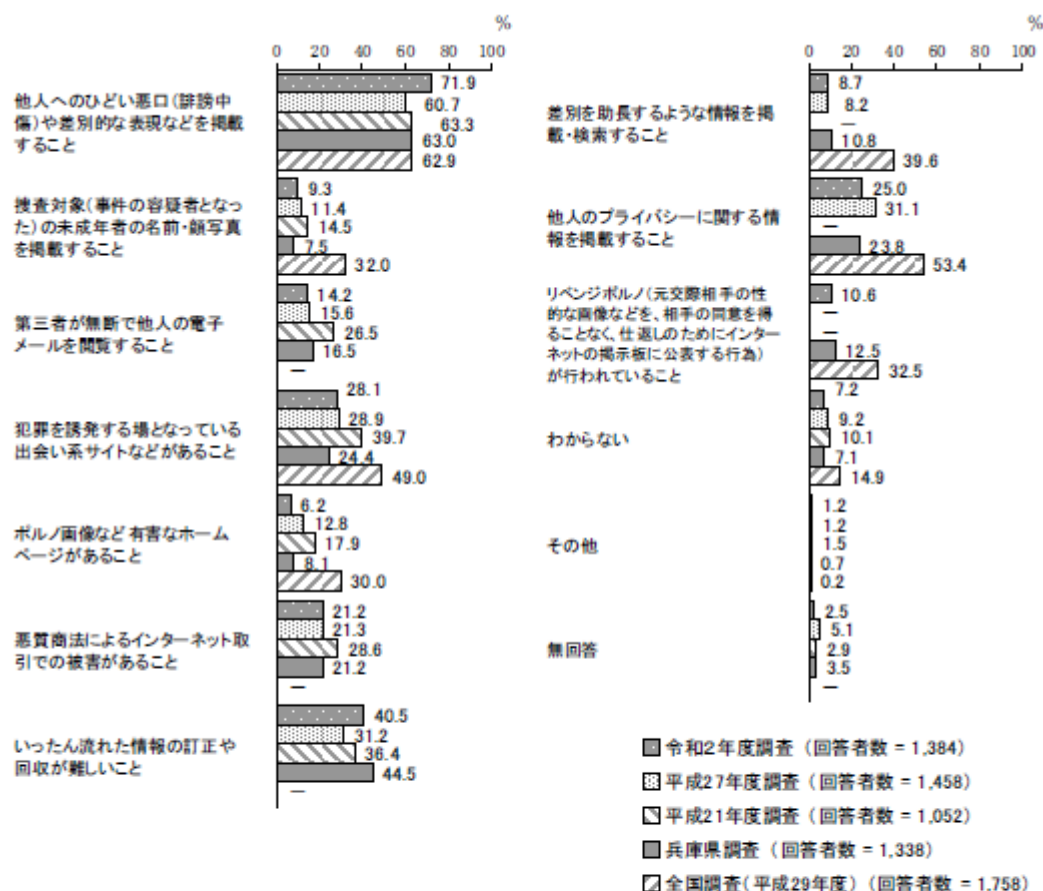
※全国調査に「入学・学校で不利な扱いを受けること」「年金などの社会保障制度で不利な扱いを受けること」「外国語の表記にするなど、情報をわかりやすい形にして伝える配慮が足りないこと」「政治に意見が十分反映されないこと」「インターネットを悪用した差別的な情報が掲載されること」「ヘイトスピーチによるいやがらせなどがあること」「ヘイトスピーチ解消法の内容や目的が十分理解されていないこと」の選択肢はありません。

インターネット（パソコン、スマートフォンなど）を悪用した人権侵害について、あなたが、現在、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（〇は3つまで）

「他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などを掲載すること」の割合が71.9%と最も高く、次いで「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」の割合が40.5%、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」の割合が28.1%となっています。

兵庫県調査と比較すると、「他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などを掲載すること」の割合が高くなっています。

全国調査では、「他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などを掲載すること」の割合が62.9%と最も高く、次いで「他人のプライバシーに関する情報を掲載すること」の割合が53.4%、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」の割合が49.0%となっています。



※平成27年度調査に「リベンジポルノ(元交際相手の～)」の選択肢はありません。

※平成21年度調査に「差別を助長するような情報を掲載・検索すること」「他人のプライバシーに関する情報を掲載すること」「リベンジポルノ(元交際相手の～)」の選択肢はありません。

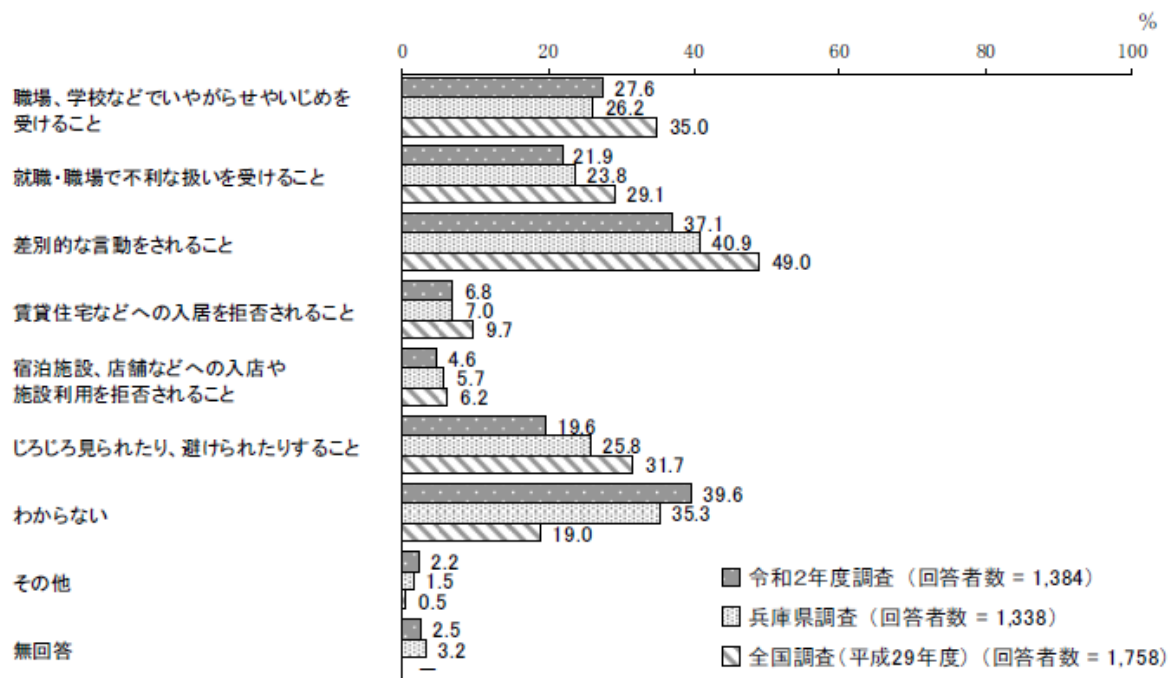
※全国調査に「第三者が無断で他人の電子メールを閲覧すること」「悪質商法によるインターネット取引での被害があること」「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」の選択肢はありません。

異性愛、同性愛などといった性的指向について、あなたが、現在、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（〇は3つまで）

「わからない」の割合が39.6%と最も高く、次いで「差別的な言動をされること」の割合が37.1%、「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」の割合が27.6%となっています。

兵庫県調査と比較すると、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」の割合が低くなっています。

全国調査では、「差別的な言動をされること」の割合が49.0%と最も高く、次いで「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」の割合が35.0%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」の割合が31.7%となっています。

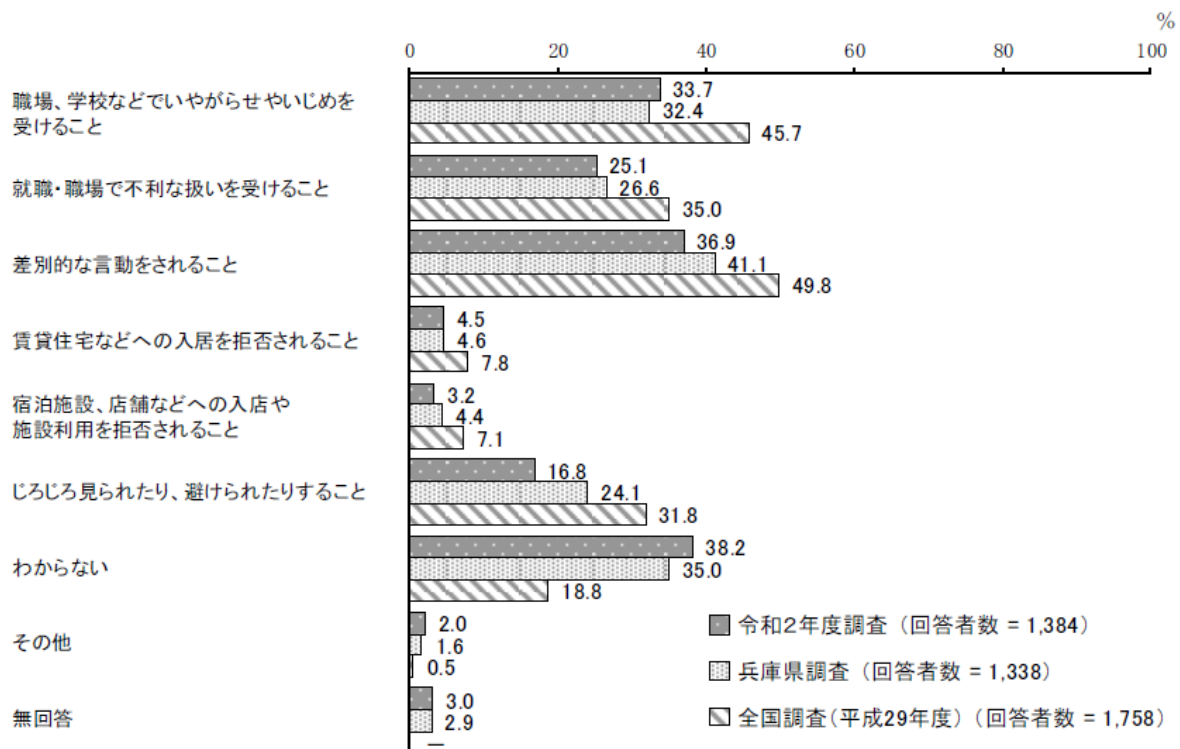


生物学的な性とところの性が一致しない性同一性障害について、あなたが、現在、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（〇は3つまで）

「わからない」の割合が38.2%と最も高く、次いで「差別的な言動をされること」の割合が36.9%、「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」の割合が33.7%となっています。

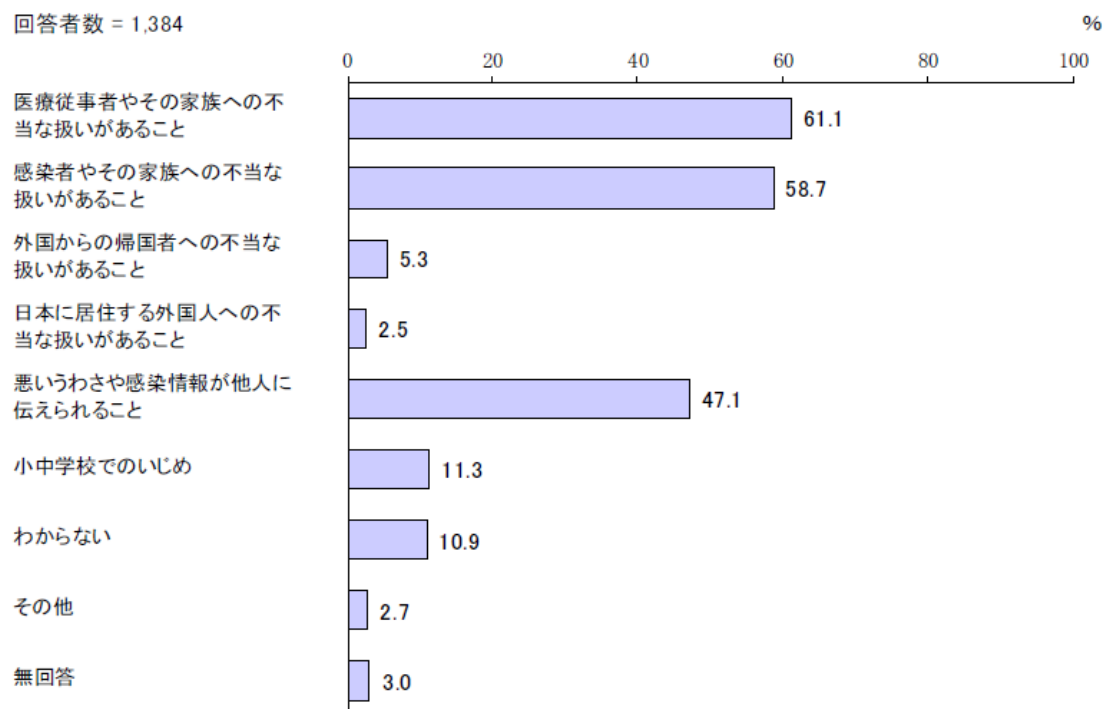
兵庫県調査と比較すると、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」の割合が低くなっています。

全国調査では、「差別的な言動をされること」の割合が49.8%と最も高く、次いで「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」の割合が45.7%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」の割合が35.0%となっています。



新型コロナウイルス感染症について、あなたが、現在、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（〇は3つまで）

「医療従事者やその家族への不当な扱いがあること」の割合が61.1%と最も高く、次いで「感染者やその家族への不当な扱いがあること」の割合が58.7%、「悪い噂や感染情報が他人に伝えられること」の割合が47.1%となっています。



3 世界人権宣言

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条 すべての人は、生命、自由及び身体への安全に対する権利を有する。

第四条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有

する。

第七条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条 すべての人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条 すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条 すべての人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条 すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条 すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条 すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべての人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条 すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条 すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

4 日本国憲法（抜粋）

日本国憲法

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

5 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針

令和 4(2022)年 6 月 発行

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

伊丹市 市民自治部 共生推進室 同和・人権・平和課

T E L : 072-784-8077 F A X : 072-780-3519

伊丹市 教育委員会事務局 人権教育室

T E L : 072-784-8113 F A X : 072-780-3519